

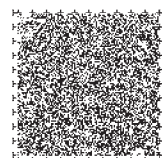
第5次深谷市障害者計画
第6期深谷市障害福祉計画
第2期深谷市障害児福祉計画

深谷市障害者プラン



深谷市イメージキャラクター
「ふっかちゃん」

令和3年3月
深谷市



音声コード掲載
(Uni-Voice)

誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや の実現に向けて

深谷市長 小島 進



障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が国連で採択されて以降、国では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の制定、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」の改正等、法制度の整備を行い、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

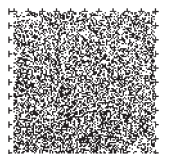
障害福祉の分野では、近年、障害者の重度化や高齢化、介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児への支援、精神障害者の地域移行の促進、就労支援サービスの向上など、様々な課題への対応が求められています。

本市における障害福祉施策につきましては、平成30年3月に「第5次深谷市障害者プラン」を策定し、施策を推進してまいりましたが、令和3年3月をもって計画期間が終了することから、このたび、新たな「深谷市障害者プラン」を策定いたしました。この計画は、障害者基本法に基づく「深谷市障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「深谷市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「深谷市障害児福祉計画」を一体的に整備するもので、本市における障害者施策の総合的な推進を図るものです。

本計画では、基本理念を「誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや」と掲げております。障害のあるかたの自らの意思を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生活を営むことができるよう、計画に定めた施策・事業の実施や、成果目標の達成に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりましてアンケート調査にご協力をいただきました皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様、「深谷市障害者プラン策定委員会」の委員の皆様、心から感謝申し上げます。

令和3年3月



計画の構成について

『深谷市障害者プラン』（第5次深谷市障害者計画 第6期深谷市障害福祉計画 第2期深谷市障害児福祉計画）の構成は次のようになります。

■計画書の構成

『第1編』総論

○深谷市障害者プランの策定の趣旨や計画の根拠・位置付け、計画の策定体制等を示します。

『第2編』第5次深谷市障害者計画

（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

○障害者計画の目指す姿（基本理念）や基本的な考え方のほか、具体的な施策・事業の展開方策を示します。

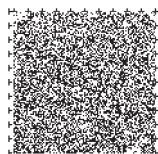
『第3編』第6期深谷市障害福祉計画 第2期深谷市障害児福祉計画

（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

○障害者計画の生活支援の実施計画としても位置付く計画であり、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの事業ごとの見込み量ならびに数値目標を示します。

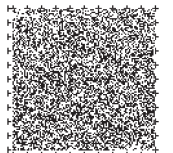
『第4編』計画の推進

○深谷市障害者プランの推進にあたって、取り組みを着実に推進するための考え方を示します。

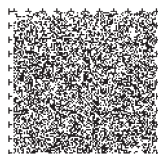


目次

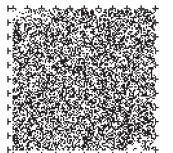
第1編 総論	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成・位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	5
6 各種政策等の動向	6
第2編 第5次深谷市障害者計画	9
第1章 基本的な考え方	9
1 計画の目指す姿（基本理念）	9
2 今後の方向性	12
3 基本方針（施策の体系）	14
第2章 障害者計画の施策展開	16
《基本方針1》 お互いを理解し尊重するまちづくり	
1 障害に対する理解の促進	17
2 情報提供・コミュニケーションの充実	22
《基本方針2》 自分らしく生きるまちづくり	
1 相談支援体制の強化	26
2 生活支援の充実	30
3 保健・医療体制の充実	34
《基本方針3》 個性や能力を伸ばすまちづくり	
1 就労機会の充実	39
2 保育・療育、教育環境の充実	42
3 社会参加の促進	45
《基本方針4》 安全・安心に暮らせるまちづくり	
1 福祉のまちづくりの推進	49
2 安全・安心な暮らしの確保	52



第3編 第6期深谷市障害福祉計画 第2期深谷市障害児福祉計画.....	55
第1章 計画の基本的な考え方	55
1 基本方針.....	55
2 令和5年度末における成果目標.....	57
第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量	66
1 障害福祉サービスの内容と見込み	68
2 障害児福祉サービスの内容と見込み	75
3 地域生活支援事業の内容と見込み	78
4 強化が求められる支援内容と見込み	83
第4編 計画の推進	85
第1章 計画の推進と進行管理	85
1 計画の推進.....	85
2 計画の点検・進行管理.....	86
資料編.....	87
資料1 策定委員会設置要綱	87
資料2 委員名簿	89
資料3 策定経過.....	90
資料4 統計データ	91
資料5 障害者に関するマーク	104



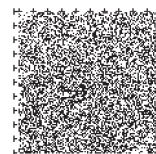
第1編 総論



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

- 国は、国連の障害者権利条約の採択を契機として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）などを制定し、また「発達障害者支援法」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）などを改正するなど、国内法制度の整備を進め、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う、共生社会の実現を目指した取り組みを講じています。
- 障害者総合支援法では、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、障害者の重度化・高齢化及び介護者の高齢化に伴う親亡き後の支援や、医療的ケア児、発達障害児への支援の充実など様々な障害者への対応の強化が求められています。
- 本市では、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3か年を計画期間として「第4次深谷市障害者計画」「第5期深谷市障害福祉計画」「第1期深谷市障害児福祉計画」を策定し、これらを『深谷市障害者プラン』として一体的に障害者施策の推進に努めてきました。
- このたび、この計画期間が終了することから、障害者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取り組みを示す「第5次深谷市障害者計画」と、障害者計画の生活支援に関わる障害福祉サービス等の実施計画としても位置付けられる「第6期深谷市障害福祉計画・第2期深谷市障害児福祉計画」を策定し、これらの計画を『深谷市障害者プラン』として、引き続き、国の障害者施策の動向等を踏まえながら、障害のある人もない人も分け隔てなく、ともに生きる共生社会づくりに向けた取り組みを推進していきます。



2 計画の構成・位置付け

■計画の構成

『深谷市障害者プラン』は、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」で構成されています。

「障害者計画」は、市の障害者施策の基本的事項や理念、施策・事業の取り組みを示す基本計画です。一方「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、障害者計画に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する実施計画としても位置付けられるものです。

○障害者計画

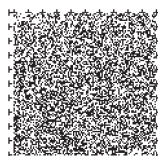
障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定めるものです。

○障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、生活支援に関わる障害福祉サービスの実施計画としても位置付く、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込量と提供体制について定めるものです。

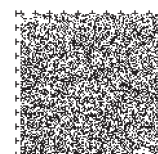
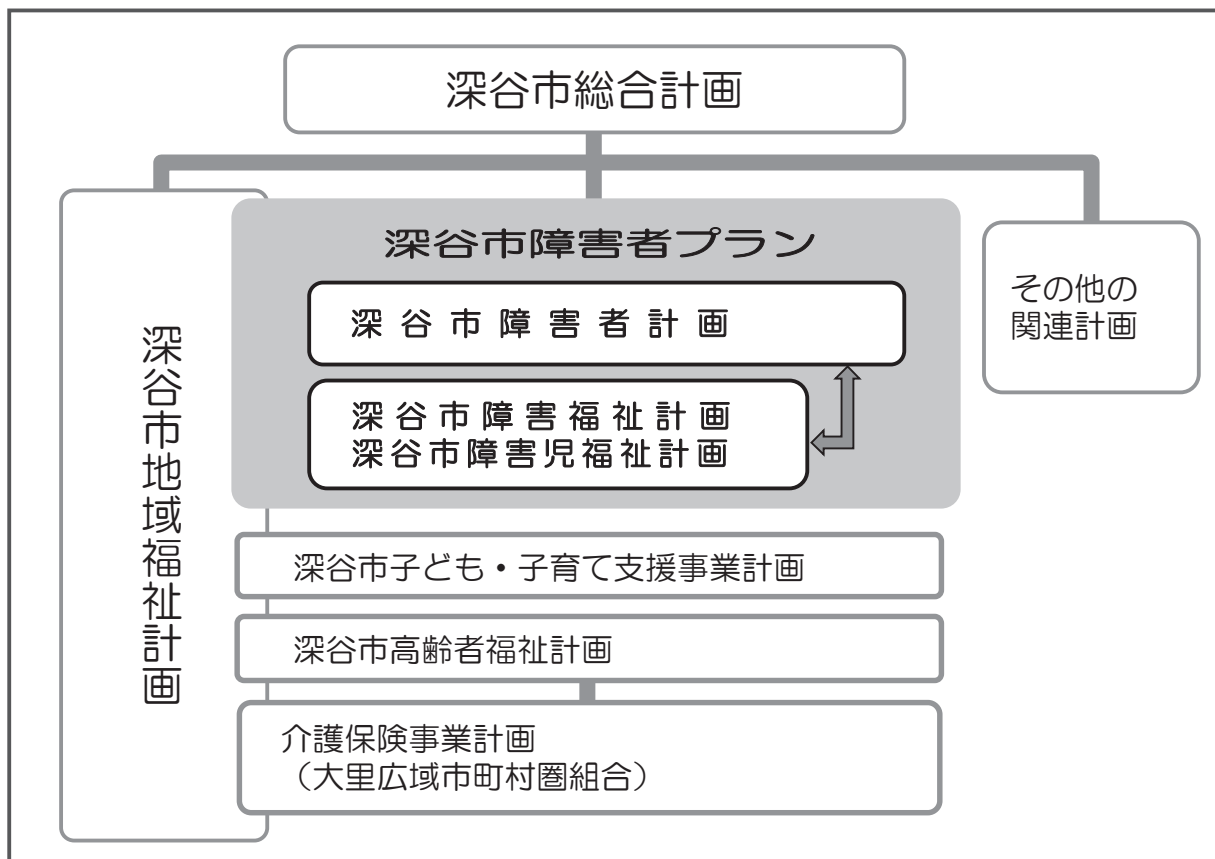
○障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画であり、障害児の通所支援、相談支援の提供体制について定めるものです。障害福祉計画と一体で作成しています。



■計画の位置付け

「深谷市障害者計画」と「深谷市障害福祉計画・深谷市障害児福祉計画」は、市政の基本指針となる「深谷市総合計画」並びに、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため「深谷市地域福祉計画」と調和を図り策定します。



3 計画の期間

『深谷市障害者プラン』の計画期間は、以下のとおりです。

- 「第5次深谷市障害者計画」は、令和3（2021）年度～令和8（2026）年度までの6か年を計画期間とします。
- 「第6期深谷市障害福祉計画」は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。
- 「第2期深谷市障害児福祉計画」は、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度までの3か年を計画期間とします。

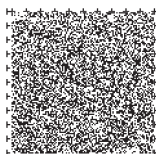
■『深谷市障害者プラン』の計画期間

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
	深谷市障害者プラン					
障害者 基本法	第5次深谷市障害者計画 (6か年)					
障害者 総合支援法	第6期 深谷市障害福祉計画 (3か年)			第7期 深谷市障害福祉計画 (3か年)		
児童福祉法	第2期 深谷市障害児福祉計画 (3か年)			第3期 深谷市障害児福祉計画 (3か年)		

4 計画の対象

『深谷市障害者プラン』の対象は、以下のとおりです。

- 「第5次深谷市障害者計画」：すべての市民を対象とします。
- 「第6期深谷市障害福祉計画」：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、難病のかた、手帳未取得の障害のあるかた、自立支援医療受給者を対象とします。
- 「第2期深谷市障害児福祉計画」：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）または治療方法が確立していない疾病等のある児童）を対象とします。



5 計画の策定体制

① 深谷市障害者プラン策定委員会の開催

○障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、市の障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の策定、進捗管理及び評価に関する検討を行います。

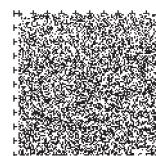
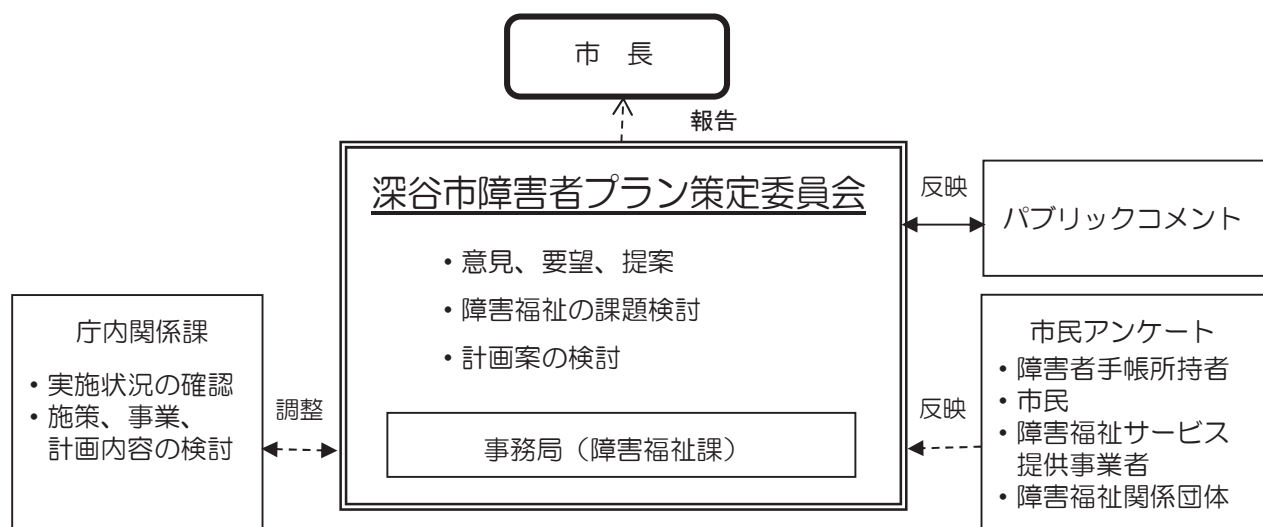
② パブリックコメントの実施

○計画案について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施します。

③ 推進状況の把握（庁内関係所管課等）

○行政の庁内の関係所管課において、各分野の取り組み状況を把握するとともに、計画内容の調整と検討にあたります。

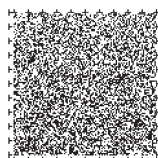
■ 計画策定体制



6 各種政策等の動向

(1) 近年の法律等の変遷

年 月	事 項
平成23(2011)年8月	○改正障害者基本法が公布(基本理念の明確化、障害等の定義の明確化(発達障害の明記)、障害児教育、情報の利用等に関するバリアフリー化、選挙等における配慮など)
平成23(2011)年10月施行	○障害者自立支援法の改正・施行(利用量に応じた定率負担から、負担能力に応じた応能負担へ)
平成24(2012)年4月施行	○児童福祉法の改正(障害種類ごとの体系を通所・入所の利用形態により一元化、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設など)
平成24(2012)年10月施行	○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)の施行
平成25(2013)年4月施行	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の施行
平成25(2013)年4月施行	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の施行
平成26(2014)年2月	○障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)の効力発生
平成26(2014)年4月施行	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)の改正・施行
平成27(2015)年1月施行	○難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28(2016)年4月施行	○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行
平成28(2016)年4月施行	○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(改正障害者雇用促進法)の施行
平成28(2016)年5月施行	○成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
平成28(2016)年8月施行	○発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行
平成29(2017)年3月	○障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
平成30(2018)年3月	○国：障害者基本計画(第4次)閣議決定
平成30(2018)年4月施行	○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正(障害児福祉計画の策定義務など)
平成30(2018)年6月施行	○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行
令和元(2019)年6月施行	○改正障害者雇用促進法の施行 ○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行
令和2(2020)年6月施行	○改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行



(2) 国「障害者基本計画（第4次）」の策定

○国は、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去するなど、施策の基本的方向を示しています。

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- 着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実

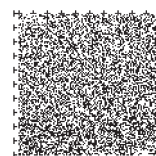
(3) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

○現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象ごとに提供・運用されている状況で、サービスのニーズの多様化や福祉課題の複合・複雑化した対応や、サービスに関する人材確保等が課題となっています。

○国は、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。そのため、属性や世代を超えた支援を柔軟かつ円滑に行うため、高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度における関連事業、相談支援に対して一体的に取り組む制度を構築しています。

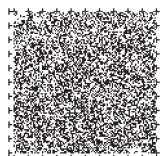
○「第3次深谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においても「地域共生社会※」の実現を目指し、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みや公的な福祉サービスへのつなぎ等、地域だけでは解決できない課題を「丸ごと」受け止める包括的な支援体制づくりを進めています。

※「地域共生社会」とは、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、互いに支え合いながら、地域を共に創っていくことのできる社会です。

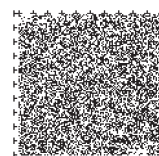


(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○国の「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。



第2編 第5次深谷市障害者計画



第1章 基本的な考え方

1 計画の目指す姿（基本理念）

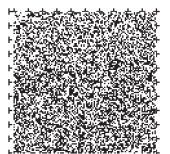
市は、平成18年に制定した「深谷市障害者まごころ支援基本条例」に基づき、障害者の自立及び社会参加を促進し、障害者が住民とともに住み慣れた地域で豊かで安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んできました。また、障害に対する市民の理解促進や、相談支援の体制強化、就労支援、障害福祉サービスの充実等にも努めてきました。

しかし、アンケート結果等から障害に対する地域の理解が十分に進んでいない現状や、障害のあるかたが安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、多くの課題も残っていることが分かりました。

今後とも、障害のあるなしに関わらず、地域で一緒に暮らす仲間として、誰もが当たり前、自分らしく、幸せに暮らせるまち、そのような理念を掲げて障害者施策の取り組みを推進していきます。

◇◆ 基本理念 ◆◇

誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや



第5次深谷市障害者計画の全体イメージ

『前回計画の課題』

地域生活の援助 (地域福祉)	就労支援
障害福祉と介護の 連携	障害福祉 サービスの充実
障害児の支援	障害への理解 促進

『主要施策の実施状況からの特徴的施策』

早期対応＝巡回相談専門員 福祉と教育の連携＝教育福祉連携推進会議、 幼保小中連絡協議会
就労支援＝深谷市就労支援センターの設置 (社協委託)
相談支援＝深谷市障害者基幹相談支援セン ター設置(うらら委託)

『自立支援協議会』検討結果報告から

福祉人材の 不足	■相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・通院について ・学校との連携 ・高齢者・障害者の家族 ・困難ケース ・事業所の少ないサービス
困難ケース 対応・連携	
介護と障害 福祉の連携	■就労 <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援、就労系 事業所が抱える課題 ・就労継続支援から一般 就労への移行 ・教育と福祉の連携
地域共生社 会に向けた 取り組み	■暮らし <ul style="list-style-type: none"> ・地域の受け皿 ・高齢を迎える不安 ・親亡き後の支えの不安 ・グループホームの利便 性 ・支援力の向上
教育と福祉 の連携	
連携体制の 強化・仕組 みづくり	■子ども <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービ スの利用、学童との連携 ・学校との連携 ・雨の日の遊び場、公園

『市民の意向』アンケート結果から

障害者手帳所持者等	◆差別・偏見、障害への理解 <ul style="list-style-type: none"> ➢差別を感じた人が増加 ➢「障害への理解が低い」が増加
	◆相談 <ul style="list-style-type: none"> ➢「市役所の窓口」が増加 ➢「相談場所がわからない」が約3割
	◆外出の頻度、社会参加 <ul style="list-style-type: none"> ➢外出の頻度が、やや増加 ➢「もっと増やしたい」が約3割
	◆使いたい障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ➢身体→「居宅介護等」 ➢知的、精神→「就労支援系」
	◆障害福祉サービスの満足度 <ul style="list-style-type: none"> ➢横ばい傾向。7割の利用者が「満足」
	◆将来の暮らしへの不安 <ul style="list-style-type: none"> ➢身体→「健康のこと」 ➢知的→「親に先立たれること」 ➢精神→「生活費のこと」
	◆市の福祉サービスの満足度 <ul style="list-style-type: none"> ➢高い→健康づくり、教育・保育、 理解促進 ➢低い→就労、バリアフリー、住宅、 情報提供
	◇障害のあるかたとの一緒にの活動 <ul style="list-style-type: none"> ➢「ほとんどない」が61.7%
	◇障害のあるかたの社会参加 <ul style="list-style-type: none"> ➢施設改善、移動のためのサポート
	市民

《基本理念・施策体系》

『新たな計画の課題』

地域包括ケア
地域共生社会

- ・地域生活支援拠点等の整備・推進
- ・「地域共生社会」を目指す地域福祉活動と連携した取り組み
- ・視覚障害や聴覚障害に対応した施策の充実

相談支援

- ・事業所が抱える困難ケースの対応を相談できる体制強化
- ・介護と障害福祉の連携強化（その人にあったサービスの提供）
- ・市民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない相談支援

就労支援
障害児支援

- ・就労機会の拡大や工賃の向上
- ・教育と福祉の連携強化
- ・障害者の趣味や生きがいがづくり、交流活動の支援、社会参加を促進する外出支援

生活環境

- ・施設や交通のバリアフリー化
- ・障害者に配慮した防災体制の整備（情報提供、福祉避難所、備蓄など）

誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち
ふかや

基本方針1 お互いを理解し尊重するまちづくり

- 1 障害に対する理解の促進
差別の解消、福祉意識の向上
地域福祉活動の推進 地域生活支援体制の整備
- 2 情報提供・コミュニケーションの充実
手話言語、情報コミュニケーション手段の充実
制度・サービス内容の周知

基本方針2 自分らしく生きるまちづくり

- 1 相談支援体制の強化
多様な相談に応じる体制の整備
権利擁護の推進 虐待の防止
- 2 生活支援の充実
在宅福祉サービスの充実 日中活動の場の充実
居住支援の充実 経済的支援の充実
- 3 保健・医療体制の充実
保健事業の充実 医療との連携

基本方針3 個性や能力を伸ばすまちづくり

- 1 就労機会の充実
雇用・就労機会の促進 工賃向上の推進
- 2 保育・療育、教育環境の充実
障害のある児童の保育・療育
障害児の特性に応じた学校教育の充実
- 3 社会参加の促進
社会参加・交流機会の拡大
文化芸術・スポーツ活動の充実



基本方針4 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 1 福祉のまちづくりの推進
生活環境の整備 行政サービスにおける配慮
- 2 安全・安心な暮らしの確保
防災・感染症対策の充実 交通安全・防犯対策の充実

2 今後の方向性

■地域包括ケア 地域共生社会

- 地域生活支援拠点等の整備・推進
- 「地域共生社会」を目指す地域福祉活動と連携した取り組み
- 視覚障害や聴覚障害に対応した施策の充実

■相談支援

- 事業所が抱える困難ケースの対応を相談できる体制強化
- 介護と障害福祉の連携強化（その人にあったサービスの提供）
- 市民の複合・複雑化したニーズに対応する断らない相談支援

■就労支援、障害児支援

- 就労機会の拡大や工賃の向上
- 教育と福祉の連携強化
- 障害者の趣味や生きがいづくり、交流活動の支援、社会参加を促進する外出支援

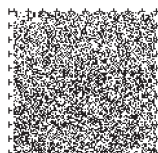
■生活環境

- 施設や交通のバリアフリー化
- 障害者に配慮した防災体制の整備（情報提供、福祉避難所、備蓄など）



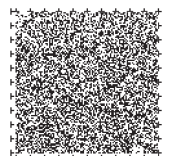
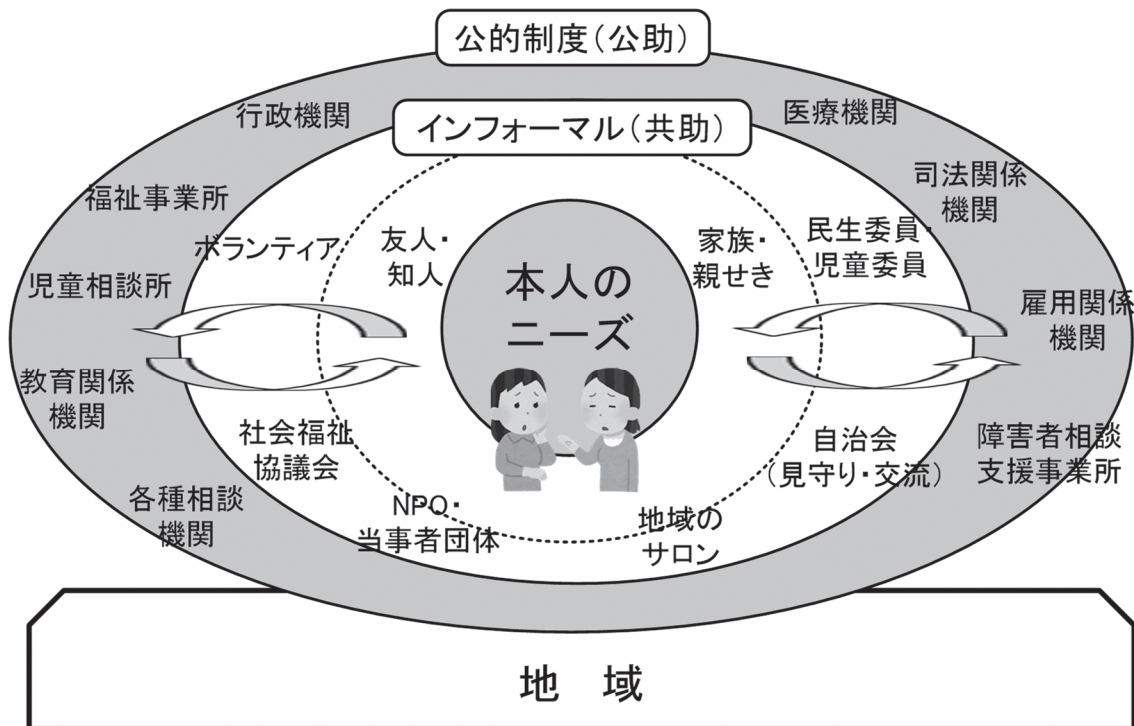
誰もが自分らしく 幸せに暮らせるまち ふかや

- ・ 障害のあるかたへの理解を深める取り組みを強化します。
- ・ 相談支援の体制を強化します。
- ・ 就労の機会、障害のある児童への支援を充実します。
- ・ 障害のあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。



『第5次深谷市障害者計画』においては、障害のあるなしに関わらず誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくために、本人のニーズや希望を起点として、家族や友人・知人、地域の見守り活動（共助）、そして、公的サービス（公助）がしっかり提供される、重層的な地域の支援体制を構築していきます。

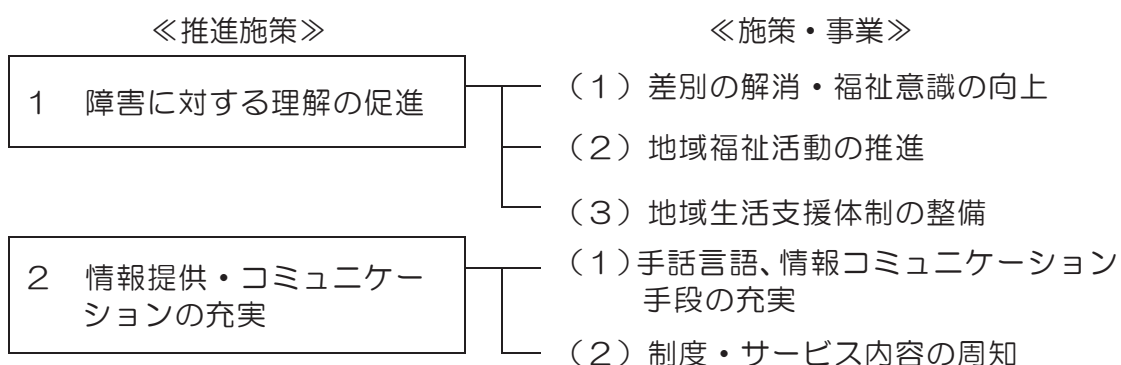
■本人のニーズを起点とした重層的な地域の支援体制のイメージ



3 基本方針（施策の体系）

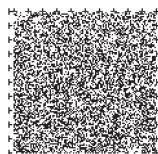
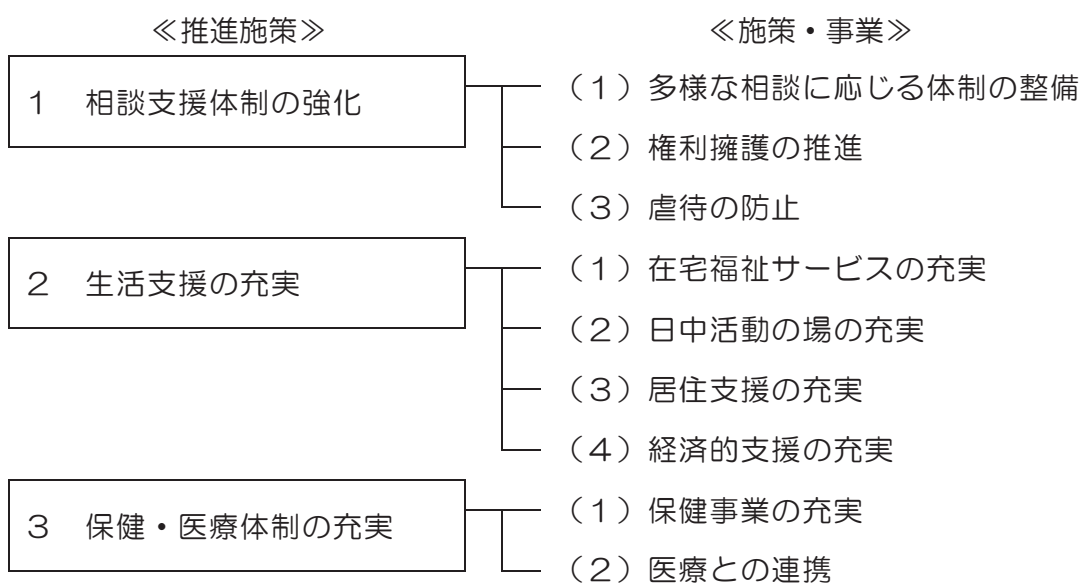
《基本方針1》 お互いを理解し尊重するまちづくり

- 障害のある人もない人もお互いを尊重し、ともに生きる社会を推進します。
- そのため、障害に対する正しい理解の促進に努めるとともに、地域と連携した福祉活動や福祉教育の推進、コミュニケーションの充実に努めます。



《基本方針2》 自分らしく生きるまちづくり

- 障害のある人が必要な福祉サービスを利用し、自分らしく生きる社会を推進します。
- そのため、福祉サービス利用等に関する相談支援の充実とともに、必要な人に必要なサービスが確実に提供される体制の整備に努めます。

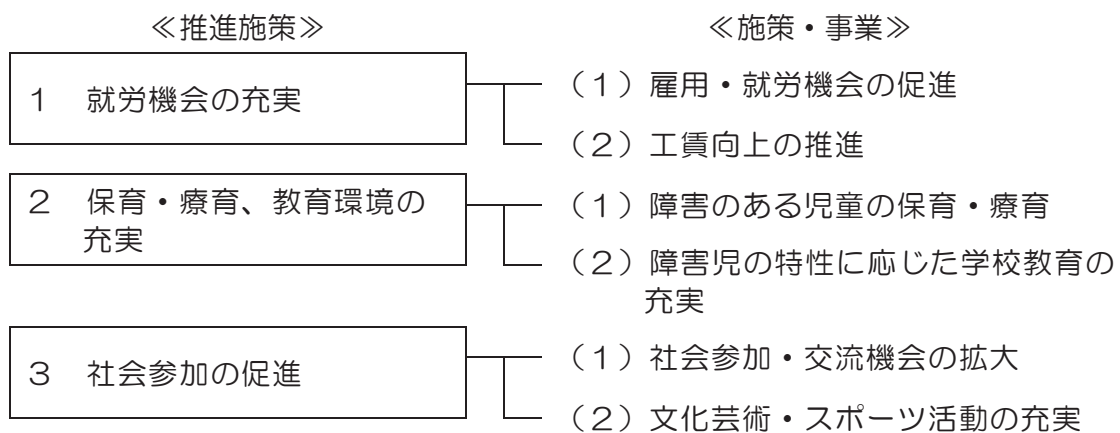




《基本方針3》個性や能力を伸ばすまちづくり

○障害の状態に応じて自分の能力を発揮し、自分の可能性を広げられる社会を推進します。

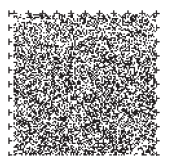
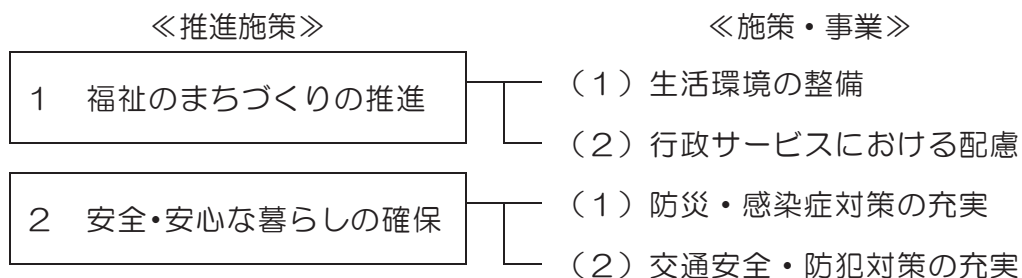
○そのため、障害のある人の雇用・就労支援とともに、保育・療育、教育環境の充実、社会参加の促進に努めます。



《基本方針4》安全・安心に暮らせるまちづくり

○だれもが生命を脅かされずに安全で安心して暮らせる社会を推進します。

○そのため、生活環境の整備とともに、災害や感染症に備えた防災・防疫対策の充実、交通安全・防犯対策の充実に努めます。



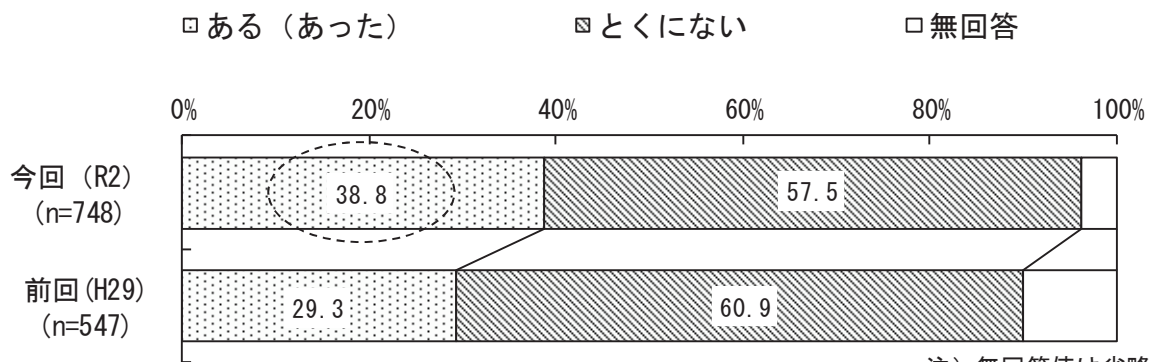
第2章 障害者計画の施策展開

《基本方針1》 お互いを理解し尊重するまちづくり

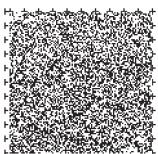
◆現状と課題◆

- 市は、障害による差別や偏見を解消し、お互いの理解を深められるように、小中学校での福祉教育や市民への啓発活動などに取り組んできました。
- しかし、今回のアンケート結果では、差別や偏見を感じている障害者も多く、地域社会の障害に対する理解はまだ不十分な状況といえます。また、身近な地域において障害のあるかたと一緒に活動する機会も少ない状況が見られました。
- これまでも、大里地域自立支援協議会と連携して講習会や研修会を開催し、継続的な意識啓発等に努めてきましたが、今後も、あらゆる機会を通じて啓発活動や福祉教育などを推進していく必要があります。
- また、手話言語の普及や、情報コミュニケーションの推進にも努めていく必要があります。

■差別や偏見を感じたこと（アンケート調査結果報告書より）



注）無回答値は省略



1 障害に対する理解の促進

(1) 差別の解消・福祉意識の向上

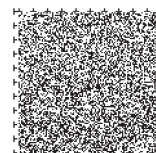
○ノーマライゼーション社会の実現を目指して、障害のあるかたの人権尊重に対する理解と協力を得ていきます。

○また、障害のあるかたが積極的に地域活動へ参加できるよう、障害のあるかたを受け入れる環境づくりについて、地域の理解や協力を得て推進していきます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害に対する差別解消や、理解促進の推進	●大里地域自立支援協議会等と連携して、障害者への差別の解消や合理的配慮の提供の取り組みが展開されるよう努めます。	障害福祉課
	●発達障害、高次脳機能障害、難病などの理解促進を図るため、関係機関と連携して講演会や研修会を開催し知識の普及・啓発に努めます。	障害福祉課
	●「障害者週間」や「人権週間」などを通じて、啓発グッズの配布、ポスター展の開催、広報ふかやへの啓発記事の掲載などを行っていきます。	人権政策課 障害福祉課
②学校などにおける福祉教育の推進	●小中学校において、手話や点字、車いす体験、ガイドヘルプ、アイマスク体験、高齢者施設訪問などの福祉体験・交流を実施し、福祉教育を推進します。	学校教育課
	●発達障害や多様な障害の理解促進を図るため、教職員への各種研修、幼稚園教諭研修会等の充実を図ります。	学校教育課
③人権や障害を理解する学習機会の充実	●人権や障害を正しく理解するため、自治会を通じた人権研修会や社会教育指導員による家庭教育学級など学習機会の充実を図ります。	人権政策課 生涯学習スポーツ振興課
	●ふかや・ふれあい人権セミナーの開催や人権啓発機関紙を発行し、市民の人権啓発の充実を図ります。	人権政策課
	●障害のあるかたの支援に必要な基本的知識の普及を図ります。	障害福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒理解促進研修・啓発事業（P78）	障害福祉課

注) 担当課などの組織は、令和3年3月現在。(以下同様)



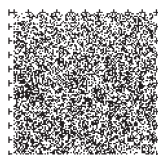
(2) 地域福祉活動の推進

○地域の人たちと共に生き、共に支え合う社会を築いていくため、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人、企業など地域社会のさまざまな団体と連携して地域福祉活動の活発化を図ります。

○また、障害のあるかたが支援を受ける側になるだけでなく、自ら責任や役割を担って社会に参加できるように、ピア・サポート活動をはじめとする当事者のボランティア活動などへの参加を促進します。

◇主要施策◇

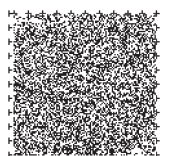
施策・事業	施策の概要	担当課
①さまざまな主体と連携した地域福祉活動の推進	●地域の住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会及び事業者などによる見守りネットワーク活動の充実を図ります。	福祉政策課 障害福祉課 社会福祉協議会
	●市民、事業者、ボランティア、NPO及び市や社会福祉協議会が連携し、地域の交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」やボランティア・市民活動サポートセンターの活用など地域福祉活動を推進します。	福祉政策課 障害福祉課 協働推進課 社会福祉協議会
②日常的なふれあい活動の推進	●障害のある児童の親子のふれあいの場や、地域単位での障害のあるかたとの日常的なふれあい活動の促進に努めます。	社会福祉協議会
③民生委員・児童委員活動の支援	●障害などの援助を必要とするかたの相談・助言などの個別援助活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉政策課 障害福祉課
④ボランティアコーディネート機能の充実	●各種ボランティアの登録や活動への参加、自主的な活動の立ち上げなどの支援、ボランティアに関する相談や研究機会の充実など、ボランティア・市民活動サポートセンターのコーディネート機能の充実を図ります。	福祉政策課 社会福祉協議会
	●市民のボランティア活動への参加を促すためのボランティア養成講座の開催やボランティア体験の機会の充実を図ります。	福祉政策課 社会福祉協議会
⑤ピア・サポート活動等の参加促進	●障害のあるかた自らが同じ立場で障害のあるかたを支援するピア・サポート活動など、障害のあるかた自身が参加するボランティア活動の支援を行います。	障害福祉課 社会福祉協議会
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒自発的活動支援事業（P78）	障害福祉課



小中学校において、手話や点字、車いす体験などを行うことで、障害に対する理解を深め、福祉意識の向上を図っています。



▲小中学校の手話、車いす体験



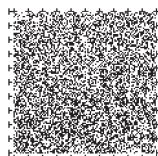
(3) 地域生活支援体制の整備

○庁内関係部署間や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化といった全市的な支援ネットワークの構築のほか、地域での住民相互のネットワーク化に至るまで多重構造のネットワークづくりを目指します。

○また、『地域生活支援拠点』の整備・推進に努めるとともに、これらの多層な支援ネットワークが効果的、効率的に機能するよう総合的なマネジメントの仕組みづくりの推進を図ります。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害のあるかたに対する支援ネットワークの推進	●地域住民の身近な相談相手として、地域と行政の繋ぎ役である民生委員・児童委員活動ネットワークの活用を努めます。	福祉政策課 障害福祉課
	●保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課によるネットワークの形成に努めます。	障害福祉課
	●ボランティア連絡協議会や市民活動サポートセンター連絡会などにおいて、障害者支援に関する市民活動の連携強化を図っていきます。	社会福祉協議会
②地域生活支援拠点の整備・推進	●障害者（児）の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「地域生活支援拠点」の整備・推進に努めます。	障害福祉課
③総合的なマネジメント機能の確立	●大里地域自立支援協議会において、多様な主体のネットワークによる障害者の総合的な支援体制が構築され機能するように定期的に協議を行います。	障害福祉課
④地域の社会資源の有効活用	●ボランティア交流センターをはじめとする公共施設や空き店舗などを、障害のあるかたやボランティア、NPOの活動拠点として有効的に活用していきます。	協働推進課 障害福祉課 社会福祉協議会
	●有資格者や知識・経験を有する福祉人材の活用を図るため、人材バンク等を活用して市民への周知を図ります。	協働推進課



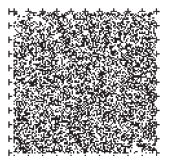
朗読ボランティアや点訳ボランティアの皆さんが、障害者支援に関する市民活動を行っています。



▲朗読ボランティア

【取り組みによって期待される効果】

地域のさまざまな人たちと一緒に活動していく中で、障害に対する理解や福祉意識が深まっていきます。



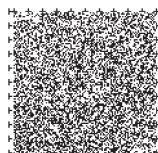
2 情報提供・コミュニケーションの充実

(1) 手話言語、情報コミュニケーション手段の充実

○手話言語は音声言語と対等な言語であることの理解と普及に努め、視覚障害や聴覚障害など障害の特性に配慮し、誰もが情報を入手し活用しやすい環境づくりに努めます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①手話言語の理解及び普及の促進	●手話は音声言語とは異なる独自の言語であることについて、市民や事業者の理解を深めるよう、ホームページや広報等により普及啓発に努めます。	障害福祉課
②障害の特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び普及の促進	●障害の特性に応じたコミュニケーション手段の内容や必要とする配慮等について、市民や事業者への理解促進に努めます。	障害福祉課
	●市職員向け研修の実施等により、障害の特性に応じたコミュニケーションへの理解促進に努めます。	障害福祉課
③障害の特性に応じたコミュニケーション手段による意思疎通の支援	●手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、市窓口での遠隔手話通訳サービス等、障害の特性に応じたコミュニケーション手段が提供できるよう拡充に努めます。	障害福祉課
	●情報・意思疎通支援用具等の日常生活用具や、補聴器等の補装具の交付等により、情報の保障に努めます。	障害福祉課
	●行政情報について、様々な情報媒体を活用し、障害の特性に配慮した情報提供に努めます。	障害福祉課
④コミュニケーション支援者の養成、活動支援	●手話奉仕員及び手話通訳者養成講座等を開催し、手話通訳者等コミュニケーション支援者の養成、確保に努めます。また、朗読ボランティア、点訳ボランティア等の活動を支援します。	障害福祉課
⑤「点字の広報」、「声の広報」などの情報提供手段の充実	●朗読ボランティアや点訳ボランティアの協力を得て、広報ふかやの点字版の作成や音声化など障害の特性に配慮した広報伝達を行います。	秘書課

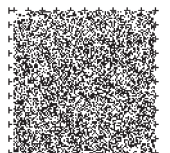


施策・事業	施策の概要	担当課
⑥市ホームページ等のアクセシビリティの充実	●障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい情報伝達手段となるよう、市ホームページ等のアクセシビリティ（利用者の使いやすさ）の向上に努めます。	秘書課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）（P78） ⇒手話奉仕員養成研修事業（P78）	障害福祉課

手話奉仕員及び手話通訳者養成講座等を開催して、手話通訳者等コミュニケーション支援者の養成、確保に努めています。



▲手話通訳者養成研修



(2) 制度・サービス内容の周知

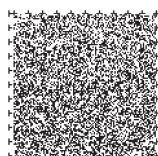
○市広報紙や市ホームページ等を活用して、障害のある人が必要とする情報を迅速に提供します。また、障害福祉サービスに関する様々な制度等をわかりやすく情報提供できるよう工夫します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①福祉サービスや福祉制度の情報提供の充実	●障害のあるかたが利用できる相談窓口や各種制度について掲載した「障害福祉の手引き」を発行するとともに、市ホームページを活用して障害者施策に関する情報発信に努めます。	障害福祉課
	●市公式のツイッターやフェイスブックなど SNS 等を活用して市民が情報を迅速に入手できるよう努めます。また、市民が分かりやすく、親しみやすい「広報」づくりを通じて効果的な情報提供に努めます	秘書課
②ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実	●市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用したボランティア活動・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。	協働推進課 社会福祉協議会
	●ボランティアやNPO相互の交流・情報交換の機会の充実とネットワーク化を促進します。	協働推進課 社会福祉協議会

【取り組みによって期待される効果】

障害の特性に配慮して情報を入手できる環境を整えることで、誰もが福祉サービスや制度などの情報を得ることができ、安心した暮らしにつながります。

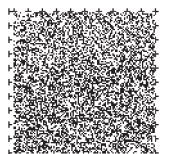
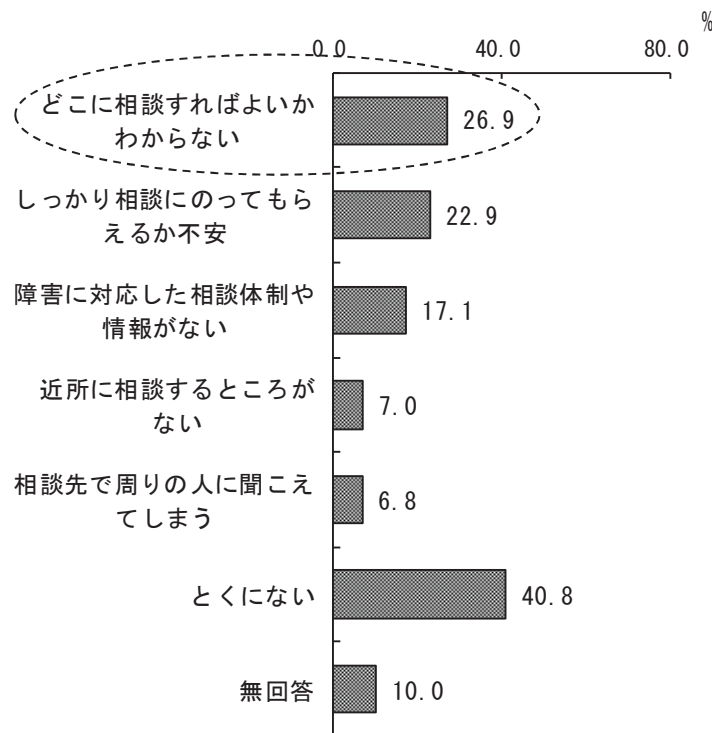


《基本方針2》 自分らしく生きるまちづくり

◆現状と課題◆

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきています。
- アンケートでは、困った際に「どこに相談すればよいかわからない」といった声が多く挙げられており、特に、重複障害のかたは「相談体制や情報がない」といった回答も多くなっていました。また、障害福祉サービスについては、利用者の7割が満足していますが、今後、居宅介護や就労支援サービスの充実が求められていました。
- 市は、障害者の相談機能の充実を目指し、「深谷市障害者基幹相談支援センター」を設置し多くの相談実績があります。今後も障害者のニーズに応じた生活支援の充実を図るため、多職種、多機関の連携をより強化し、相談支援体制の強化を図るとともに、グループホームなど地域での生活の場の確保や、事業所の少ない障害福祉サービスの提供体制の充実にも努めていく必要があります。

■相談や情報収集で困ること（アンケート調査結果報告書より）



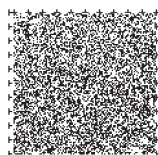
1 相談支援体制の強化

(1) 多様な相談に応じる体制の整備

- 「深谷市障害者基幹相談支援センター」を中核としながら相談支援体制の強化を図ります。
- また、市内外の相談機関や障害福祉サービス提供事業者間との連携強化を図り、強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア児、発達障害者等の相談対応や家族を継続的に支えていく体制を確保します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害者基幹相談支援センターの周知と相談支援の強化	●「深谷市障害者基幹相談支援センター」を中核として、障害のあるかたからの相談対応や当事者間の交流、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援などを行います。	障害福祉課
	●「深谷市障害者基幹相談支援センター」の周知に努めるとともに、強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア児、発達障害者等の相談対応に応じるため、相談支援事業者などと連携を強化します。	障害福祉課
	●生活に困難を抱えるかたの多岐にわたる相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課とも連携して対応します。	障害福祉課
②福祉人材の確保・養成	●社会福祉士や保健師、精神保健福祉士など各種専門職員の配置に努めるとともに、研修受講などによりその専門性の向上を図ります。	障害福祉課
	●障害のあるかたが必要なサービスを適切に使えるように、計画相談支援を行う事業所の確保と計画相談員の研修に努めます。	障害福祉課
③身近な相談支援活動の充実	●身近な地域において相談に応じる、民生委員・児童委員活動を周知するとともに、家族の会等とも連携して相談支援活動の充実に努めます。	福祉政策課 障害福祉課

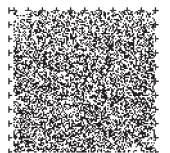


施策・事業	施策の概要	担当課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 【相談支援】 ⇒計画相談支援（P74） ⇒地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）（P74） ⇒障害児相談支援（P76） ◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒相談支援事業（障害者相談支援事業・住宅入居等支援事業）（P78）	障害福祉課

「深谷市障害者基幹相談支援センター」では、障害のあるかたからの相談対応や当事者間の交流、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援など多様な相談に応じています。



▲基幹相談支援センター

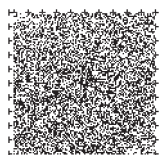


(2) 権利擁護の推進

○障害や高齢のため判断能力が不十分なかたの権利と財産を守るため、支援が必要な人に権利擁護事業の周知と利用促進を図ります。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①福祉サービス利用 援助事業の推進	●知的障害などのために判断能力が十分ではないかたに、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業を実施します。	社会福祉協議会
②権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制の整備	●地域の相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげられる地域連携ネットワーク体制の整備に努めます。	福祉政策課 障害福祉課 長寿福祉課
③成年後見制度の利用支援の推進	●成年後見制度による支援を必要とする障害のあるかたなどのうち、制度の利用に必要な経費負担が困難なかたには、深谷市成年後見人、保佐人及び補助人の報酬助成制度の周知と利用を支援します。	障害福祉課 長寿福祉課
	●成年後見サポートセンターにおいて、成年後見制度に関する相談への対応や、制度の普及・啓発、市民後見人の養成等を行います。	長寿福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒成年後見制度利用支援事業（P78） ⇒成年後見制度法人後見支援事業（P78）	障害福祉課



(3) 虐待の防止

- 「障害者虐待防止法」の趣旨及び内容を踏まえ、関係機関・団体や住民への周知を図るとともに相談支援の体制を整え、障害者への虐待を防止する地域のネットワークづくりを進めます。

◇主要施策◇

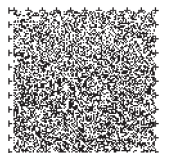
施策・事業	施策の概要	担当課
①虐待などへの的確な対応のための体制整備	●虐待防止に向け、深谷市虐待防止ネットワーク会議において、市及び関係機関（法務局、警察、福祉事務所）、関係団体（福祉、児童、医療、保健）の情報共有や連携強化による速やかな連絡・連携体制の整備を図ります。	人権政策課 障害福祉課 長寿福祉課 こども青少年課
②障害者虐待防止の啓発と相談支援	●深谷市障害者虐待防止センターと連携して「障害者虐待防止法」の周知を図るとともに、障害者虐待防止にかかる啓発活動及び虐待にかかる相談支援を推進します。	障害福祉課
	●埼玉県虐待禁止条例に基づく、埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）の相談窓口の周知に努めます。	障害福祉課

埼玉県虐待通報ダイヤル
（#7171）パンフレット



【取り組みによって期待される効果】

生活に不安を抱える障害のあるかた等の相談や困りごとに、しっかり対応することで、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるようになります。



2 生活支援の充実

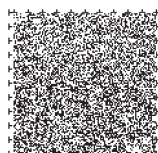
(1) 在宅福祉サービスの充実

○障害者（児）が住み慣れた地域で生涯にわたって安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していきます。

○また、障害福祉サービスの提供体制の確保と、適正な制度の運用に努めるとともに、自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①日常生活における各種サービス事業の充実	●県や関係機関と連携して、施設・病院からの退所者などが円滑に地域生活に移行できるよう、在宅生活を支援するサービスの調整を図ります。	障害福祉課
	●障害のあるかたなどの状態に応じ、おむつサービス、徘徊高齢者等探索サービスなどを実施します。	障害福祉課 長寿福祉課
	●障害のあるかたなどの状態に応じ、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業や訪問理美容サービス事業といった日常生活をサポートする必要なサービスを実施します。	社会福祉協議会
②障害のある高齢者への支援体制の整備	●障害のある高齢者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、担当課との連携体制を強化します。	障害福祉課 長寿福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 【訪問系サービス】 ⇒居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助（P68、P72） ◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業（P78） ⇒訪問入浴サービス事業（P79）	障害福祉課

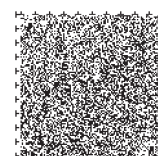


(2) 日中活動の場の充実

○障害のあるかたが、自分にあった日常生活を送れるように、多様な日中活動の場を確保します。また、創作的な活動や生産活動の機会、交流活動等を支援します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①日中活動の場の確保	●地域活動支援センターの運営を支援し、障害のあるかたの相互の交流の場として、生活リズムを整えたり、創作活動を行う場を確保します。	障害福祉課
	●障害のある子どもの日中活動の場として、障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など）を推進します。	障害福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス ◆児童福祉法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 【日中活動系サービス】 ⇒生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・就労継続支援（A型、B型）、療養介護、短期入所、就労定着支援（P69～P71） ◆児童福祉法に基づく障害児支援を行います。 ⇒障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）（P75） ◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日中一時支援事業（P79） ⇒地域活動支援センター（P78）	障害福祉課

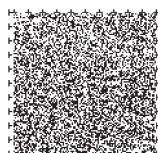


(3) 居住支援の充実

○障害のあるかたの地域生活の基本となる住まいの確保を進めるため、福祉対応に配慮した住まいの確保や相談といった居住支援の充実に努めます。さらに、入所が必要なかたに施設入所を支援します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①住宅確保に対する支援の推進	●民間借家などの入居希望に対して県の居住サポートに関する情報提供を図るほか、市営住宅の活用、アパートや空き家など民間住宅の活用、利用者負担の軽減策などさまざまな視点から関係機関と研究・協議します。	障害福祉課 建築住宅課
	●障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のあるかたが地域の居宅において安心して暮らせるよう、必要な相談支援を行います。また、入所が必要な方への施設入所を支援します。	障害福祉課
②住宅改造の支援	●障害のあるかたの住宅改修や改善するにあたっての相談の充実とともに、改修費の補助を行います。	障害福祉課 長寿福祉課
	●障害のあるかたや高齢者が安心して生活できる環境を提供するため、福祉対応に配慮した市営住宅の住戸改善を図ります。	建築住宅課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 【居住系サービス】 ⇒共同生活援助（グループホーム）（P72） ⇒施設入所支援（P73） ⇒自立生活援助（P72） ◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒日常生活用具の給付等事業（P78） （居宅生活動作補助用具（住宅改修費））	障害福祉課



(4) 経済的支援の充実

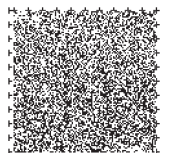
○障害のあるかたの社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するために、経済的な負担軽減と暮らしの安定を支援します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①各種手当・年金等の支給	●暮らしの安定を支援するため、国や県とともに現在実施している各種手当や医療費助成などの事業を継続し適切に支給します。	障害福祉課
	●障害基礎年金の申請受付、障害者年金等制度の周知を行います。	保険年金課
	●深谷市介護保険等自己負担額助成事業などを実施します。	長寿福祉課
②生活福祉資金貸付の相談と受付	●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたかたの属する世帯に対する生活福祉資金を活用するための相談に応じます。	社会福祉協議会
③心身障害者扶養共済制度の周知	●心身障害児・者の保護者が亡くなったり、重度障害になった場合に、その扶養されている障害のあるかたに給付金を支給する心身障害者扶養共済制度を周知します。	障害福祉課
④各種減免制度の周知と利用促進	●住民税の控除や自動車税・軽自動車税の減免などのほか、鉄道・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引制度の周知・普及を促進します。	障害福祉課

【取り組みによって期待される効果】

自宅での生活支援サービスや住まいの確保、日中の居場所などがあることで、障害のあるかたの社会生活の安定が図れます。



3 保健・医療体制の充実

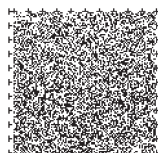
(1) 保健事業の充実

○健康診査や保健指導の充実のほか、保健・医療・福祉・教育との連携を密にし、きめ細かで切れ目のない支援のネットワーク体制を推進します。

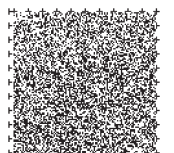
○また、こころの健康の保持・増進に向けた取り組みを強化していきます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①健康診査、健康相談などの実施	●母子健康包括支援センターにおいて、妊娠中から妊婦一般健康診査費用の助成や妊娠中の電話相談、新生児訪問など切れ目のない支援を実施します。	保健センター
	●乳幼児健康診査や乳幼児相談などの支援を実施し、発育・発達に支援が必要と思われる乳幼児の相談支援等につなげます。	保健センター
	●健康診査等を通じた健康管理・健康増進に継続して取り組むとともに、誰もが受診しやすい環境づくりに努めます。	保険年金課 保健センター
②発達状態に応じたきめ細かで切れ目のない支援の推進	●教育福祉連携推進会議や幼保小中連絡協議会などを開催し、保健・医療・福祉・教育等の連携強化を図ります。	障害福祉課 保健センター こども青少年課 保育課 学校教育課
	●巡回相談・小中学校連携情報交換会、就学前の保護者への情報提供や個別相談など、関係課が連携して発達状態に応じた連続性のあるきめ細かな対応を図ります。	障害福祉課 保健センター こども青少年課 保育課 学校教育課
	●小児発達の専門医や理学療法士、言語聴覚士、保健師による発達相談を行います。	保健センター



施策・事業	施策の概要	担当課
③こころの健康の 保持・増進	●市民のこころの健康の保持・増進や疾病理解への意識啓発を図るため、大里地域自立支援協議会や県保健所などと連携し、啓発活動を行います。	障害福祉課 保健センター
	●こころの健康に悩みを抱えた人やその家族に対して、精神科医や専門職による相談支援を実施するとともに、埼玉県立精神保健福祉センターのこころの健康相談等の各種相談の場の周知を図ります。	障害福祉課 保健センター
	●生きることの支援を対策の軸に据えた「深谷市自殺対策計画」を踏まえ、自殺予防の取り組みを推進します。	保健センター
	●自殺予防講演会の開催や相談体制の充実、ゲートキーパーの養成、関係課と連携した啓発活動に努めます。	保健センター
	●心身に不安を持つ児童・生徒及びその保護者が気軽に相談できるよう、教育相談の周知と活用を図ります。	学校教育課

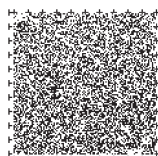


(2) 医療との連携

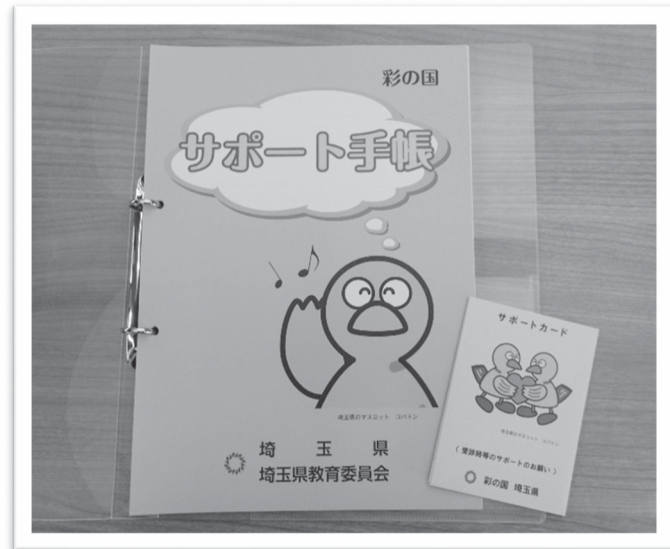
○障害の重度化・重複化を防ぎ、自立生活を促進するため、障害の特性に合った適切な医療やリハビリテーションを適切に受けられるよう、医療機関との連携強化に努めます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害のあるかた等に対する医療体制の確保	●障害のあるかたが医療を受けやすいよう相談体制の充実を図ります。また、主に発達障害のあるかたに対して県の「サポート手帳」を配布し、医療機関受診の際の利便性の向上等に努めます。	障害福祉課
	●高次脳機能障害について、埼玉県総合リハビリテーションセンターと連携して相談支援に努めるとともに、障害に対する理解の促進に努めます。	障害福祉課
	●かかりつけ医をもつことの啓発や、救急電話相談(#7119)の周知に努めます。	保健センター
②生活習慣病予防・介護予防対策の推進	●生活習慣病や障害の重度化、重複化を防止するため、ライフステージに応じた生活習慣病予防対策を推進します。	保険年金課 保健センター
	●高齢者に介護予防の知識の普及や介護予防教室を開催し、高齢者保健事業と一体的となった介護予防の取り組みを推進します。	長寿福祉課 保険年金課 保健センター
③在宅療養生活の支援	●障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。	障害福祉課 長寿福祉課 保健センター
	●在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化を図ります。	障害福祉課 保健センター
④リハビリテーション体制の充実	●身体の機能が低下しているかたを対象とする障害福祉サービスのデイサービスや自立訓練の利用促進を図ります。	障害福祉課
	●介護保険制度との連携を図り、身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。	長寿福祉課



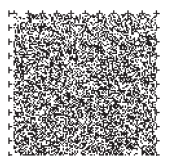
乳幼児期から成人期に至るまで、一貫した支援を受けたり、様々な生活場面で障害の特性を理解してもらったりするために、市窓口でサポート手帳を配付しています。



▲サポート手帳

【取り組みによって期待される効果】

保健・医療・福祉・教育との連携がなされ、きめ細かで切れ目のない支援のネットワークが構築されていることで、将来の暮らしの安心につながります。

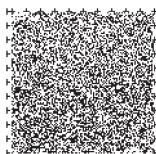
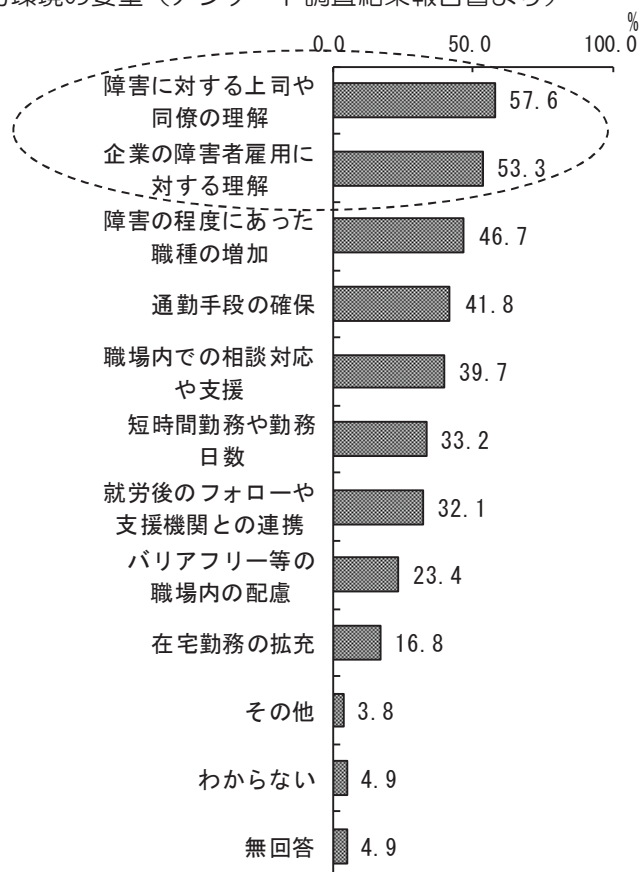


《基本方針 3》 個性や能力を伸ばすまちづくり

◆現状と課題◆

- 自立した生活の実現を図る上で就労は重要です。市は、深谷市就労支援センター（社会福祉協議会に委託）を設置し、障害者の一般就労の支援、雇用先企業の開拓など障害者雇用の拡大に努めてきました。また、障害者優先調達法に基づく市事業の優先的な発注などに努めてきました。
- 保育・療育等の分野では、巡回相談支援員や保健師による巡回相談のほか、教育福祉連携推進会議や幼保小中連携協議会などを開催し、関係機関との連携による一体的で切れ目のない支援を行っています。さらに、深谷市教育研究所や学校福祉相談員・専門員による就学相談など適切な教育機会の提供にも努めてきました。
- アンケートでは、卒業後の情報や進路指導の充実、先生や保護者の障害に対する理解について多く挙げられています。また、就労環境については「障害に対する上司や同僚の理解」、「企業の障害者雇用に対する理解」が多く挙げられています。
- 今後も、成長段階に応じた一貫性のあるきめ細かな支援をより一層充実させていくとともに、発達障害への支援や医療的ケアが必要な児童が増えていることも踏まえ、県や近隣市町とも連携した支援体制の強化を図っていく必要があります。

■就労環境の要望（アンケート調査結果報告書より）



1 就労機会の充実

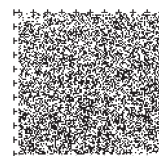
(1) 雇用・就労機会の促進

○障害のある人が地域の企業等で就業し、継続して働けるよう、企業や雇用主に対して障害者雇用に対する理解、啓発を行います。

○障害福祉サービスの就労支援を提供する事業所との情報交換を深め、多様なアプローチによって、障害のあるかたが就労できる環境づくりに努めます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害者雇用の拡大に向けた企業などなどへの啓発	●「深谷市障害者就労支援センター(社会福祉協議会内)」と連携して、雇用先企業の開拓等を進め、企業などの理解や協力が得られるよう取り組みを推進します。	障害福祉課 社会福祉協議会
	●ハローワークや県・企業などとの連携強化により、障害のあるかたの雇用拡大のための啓発を推進します。	障害福祉課 商工振興課
②就労支援の充実	●「深谷市障害者就労支援センター(社会福祉協議会内)」において、就労中または就職を希望する障害のあるかたを対象に、関係機関や企業との連絡調整や就労に関する支援を継続的に行っていきます。	障害福祉課 社会福祉協議会
	●就労後のフォローを行う就労定着支援事業の活用や、県、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチなどを派遣する障害者職業センターなどとの連携により、障害のあるかたの就労を支援します。	障害福祉課
	●深谷市自立相談支援機関において、専門の支援員が、ハローワークや企業などとの連携により就労を支援します。	生活福祉課
③就労支援事業所の確保	●特別支援学校卒業生や在宅で暮らす障害のあるかたの要望を見極めて、就労支援事業所の確保に努めます。	障害福祉課
④市役所における障害者雇用の推進	●今後も職員新規採用試験時に障害者枠を設けるなどして計画的な採用に努めます。	人事課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒就労移行支援 (P71) ⇒就労継続支援 (A:雇用型・B:非雇用型) (P71) ⇒就労定着支援 (P71)	障害福祉課



(2) 工賃向上の推進

- 「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、市や関係機関等において、製品や物品の購入、役務の依頼などにより、障害者就労支援施設の受注機会の拡大を図ります。
- 障害福祉サービスの就労支援を提供する事業所等の工賃向上に向けた取り組みを支援します。

◇主要施策◇

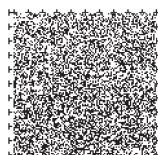
施策・事業	施策の概要	担当課
①授産工賃確保の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●就労機会の確保と工賃の増加を図るため、福祉的就労の場における授産品の販路拡大を支援します。 ●関係機関と連携して、就労支援を行っている事業所の授産品のPRやアドバイス等を行い、工賃向上への取り組みを支援します。 	障害福祉課
②深谷市優先調達推進方針の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者優先調達推進法に基づく「深谷市優先調達推進方針」を踏まえ、障害者就労施設等からの物品購入や役務の依頼などにより、障害者就労支援施設の受注機会の拡大に努めます。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保及び市民等へのPRの推進に努めます。 	障害福祉課

市では「深谷市障害者優先調達推進方針」を策定し、市内の障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めています。

▼深谷市障害者優先調達 目標額及び実績額

(単位：円)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和元年度 (平成31年度)
目標額	4,000,000	4,200,000	4,400,000	4,600,000	4,800,000
実績額	5,320,178	7,666,181	7,329,688	6,625,265	7,325,166



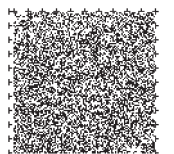
障害のあるかたの就労機会の確保と工賃の増加を図るために、授産品の販路拡大などに努めています。



▲本庁舎ホールでの授産品販売

【取り組みによって期待される効果】

障害のあるかたが就労できる環境が整っていることで、一人一人の希望に応じて自立した生活の実現を図ることができます。



2 保育・療育、教育環境の充実

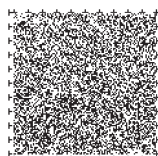
(1) 障害のある児童の保育・療育

○発達支援・育児支援が必要な子どもと、その保護者を対象に、早期から適切な療育訓練・指導を行える療育体制の充実を図ります。

○障害のある児童に対して、通所等による専門的なサービスや、できる限り身近な場所で指導や訓練を受けられる環境づくりを進めます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害児母子通園事業(ポプラ)の推進	●心身に障害のある子どもが保護者と共に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を実施する障害児母子通園事業を推進します。	障害福祉課
②障害児保育事業の充実	●障害児保育を実施する保育園に対し、必要な補助を行い、障害児保育の体制確保に努めます。	保育課
	●埼玉県発達障害者支援センターと連携して「発達支援マネージャー」の育成を推進し、発達障害の知識を有する職員による適切な支援を行います。	障害福祉課 保育課 学校教育課
	●保育所、幼稚園に対し発達障害等に関する専門的な知識・技能を持つ巡回相談専門員・巡回相談員による巡回相談を行い、専門的助言により保育士を支援します。また、保育所等訪問支援体制の整備に努めます。	障害福祉課 保育課 学校教育課
③障害児の療育への支援	●ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し、医師の指示による専門性の高い療育事業への参加に対する助成や、軽度・中等度難聴児の補聴器購入に対する助成を行います。	障害福祉課
④障害のある子どもの放課後対策などの充実	●放課後等デイサービス、学童保育室などにおいて、障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを推進します。	障害福祉課 保育課
◆児童福祉法に基づく障害福祉サービス	◆児童福祉法に基づく障害児支援を行います。 ⇒障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援)(P75)	障害福祉課



(2) 障害児の特性に応じた学校教育の充実

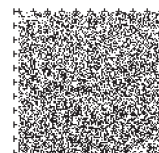
○特別な教育的支援を必要とする児童の特性や発達段階に応じて、インクルーシブ教育の概念のもと、きめ細かな教育の実践に努めます。そのため、保護者との一層の連携強化、教職員のスキルアップ、特別支援学校ほか関係機関との連携強化に取り組みます。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①就学・進路相談体制の充実	●深谷市立教育研究所の学校福祉相談員・専門員による就学相談など、幼稚園や学校における就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。	学校教育課
	●子どもの個性や特性を踏まえつつ、卒業後も見据えた就学・進路相談が行えるように、相談支援事業所も含めた関係機関との連携を図ります。	障害福祉課
②児童生徒の特性を踏まえた教育の推進	●障害のある児童生徒が学校生活の中で、学習支援、自立支援、介助などを受け、充実した学校生活を送れるように特別支援補助員を配置し、児童生徒の特性を踏まえた教育を推進します。	学校教育課
	●障害のある子どもに適切な教育機会が提供できるよう、通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。また、特別支援学級の整備を進めるとともに、必要な教室改修などを行います。	学校教育課
③インクルーシブ教育システムの推進	●子ども同士の関わりやつながりから障害への理解を深めるために、特別支援学校との交流事業や共同学習、支援籍制度※を活用した交流を進めます。	学校教育課
	●通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習を推進し、年間を通して障害者理解教育に取り組みます。	学校教育課
	●障害のあるかたを招いての講演会の実施や副読本の活用、ボランティア体験などを行い、障害者理解に関する学習機会の充実を図ります。	学校教育課
④教職員のスキルアップ	●教職員の障害への理解を深めるとともにスキルアップを図るため、教員の研修・資質の向上に努めます。	学校教育課



※支援籍制度とは、障害のある児童生徒が必要な学習活動を行うために、在籍する学校または学級以外に置く埼玉県独自の学籍です。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができます。



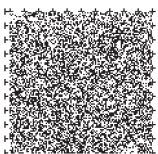
心身に障害のある子どもの特性や成長段階に応じて、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行っています。



▲障害児母子通園事業（ポプラ）

【取り組みによって期待される効果】

障害の特性や成長段階に応じた適切な保育・療育や、教育が確実に受けられることで、子どもの将来の成長への希望につながります。



3 社会参加の促進

(1) 社会参加・交流機会の拡大

○障害のあるかたが自分らしく生活できるように、多様な日中活動の場の確保に努めます。また、障害のある人の自主的な活動、障害のある人同士の交流などを支援し、活躍の場の拡大を図ります。

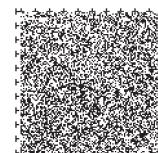
◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①交流活動への支援	●各種交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配置に対する支援を行います。	障害福祉課
	●開催場所の提供や開催にかかるアドバイスなど、当事者団体の自主活動や交流活動への支援を行います。	障害福祉課
	●当事者団体の活動を支援するため、福祉制度の情報提供や、団体のニーズを把握していきます。	障害福祉課
	●ホームページ等で当事者団体の活動を周知し、会員増加の支援を行います。	障害福祉課
	●ふれあいいいききサロンなど、すべての人が交流できる機会や地域の日常的なふれ合い活動の促進に努めます。	社会福祉協議会
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆自立支援給付に基づく支援を行います。 ⇒日中活動系サービス（P69） ◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒地域活動支援センター（P78） ⇒移動支援事業（P78） ⇒自発的活動支援事業（P78）	障害福祉課

スポーツを通じて互いに親睦を深め、心と体のリフレッシュを図るとともに、障害及び障害者（児）に対する理解を深めます。



▲深谷市ふれあいスポーツ大会

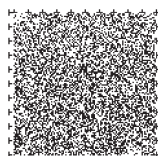


(2) 文化芸術・スポーツ活動の充実

○関係団体と連携して、スポーツ・文化、レクリエーション活動を通じた交流、体力づくりを進めます。また、各種スポーツやレクリエーションの実施にあたっては、障害のある人が参加しやすくなるよう工夫して実施します。

◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①生涯学習機会の充実	●各地域の生涯学習施設を整備し、障害のある人が安全に利用でき、身近で学びやすい環境の整備・充実に努めます。	生涯学習スポーツ振興課
②障害のあるかたに配慮したスポーツ・レクリエーション活動の推進	●障害のあるかたがスポーツ・レクリエーション活動を気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツの指導者の育成・確保に努めます。	障害福祉課 生涯学習スポーツ振興課
	●ふっかちゃん子ども福祉基金を活用し、障害者スポーツを行う障害のある児童のスポーツ補装具や用具の費用を助成します。	障害福祉課
	●障害のあるかたの社会参加、生きがいを促進するため、障害者スポーツ体験交流会やふれあいスポーツ大会など開催し、参加支援などに取り組みます。	障害福祉課 生涯学習スポーツ振興課
③文化芸術活動への支援、推進	●障害のあるかたに対する市民の理解と認識が深まるよう、「心の輪を広げる障害者文化作品展の充実」及び市民への周知など、障害のあるかたの文化・芸術活動への参加を推進します。	障害福祉課
④障害のあるかたへの読書環境の整備	●読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができるよう、図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障害に配慮した図書の収集と利用促進を図ります。	図書館
	●障害のあるかたが気軽に図書を利用できるよう、郵送貸出サービスの利用者拡大を図ります。	図書館
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒社会参加促進事業（P79）	障害福祉課



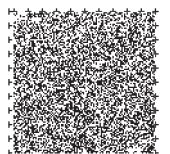
障害者の創作活動を奨励し、社会参加を促進するとともに、市民の理解を深め、心のふれあいを図ることを目的として開催しています。



▲ 心の輪を広げる障害者文化作品展

【取り組みによって期待される効果】

障害のあるかたが積極的に地域に出て、多くの交流機会があることで、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる地域になります。

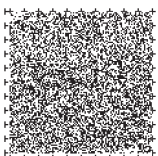
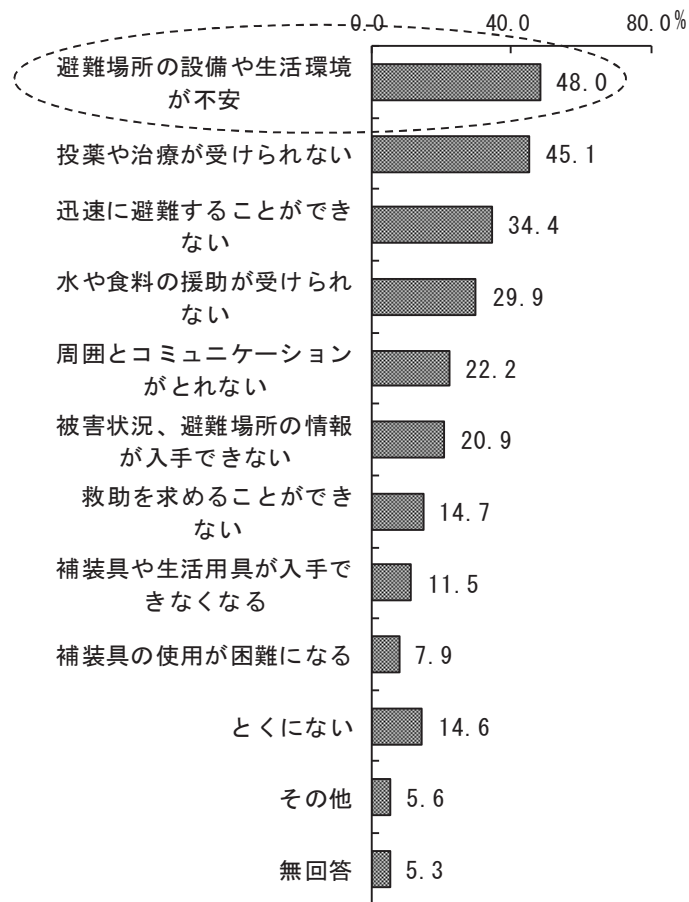


《基本方針 4》安全・安心に暮らせるまちづくり

◆現状と課題◆

- 近年、多発する災害に対して、障害のあるかたが福祉避難所等において安心して避難できるまちづくりを進める必要があります。
- 市は、避難行動要支援者名簿の作成や障害者など特別な配慮が必要なかたに対する災害時の備蓄の確保にも努めてきました。
- アンケートでは、災害時に「避難場所の設備」や「投薬や治療が受けられない」といった不安が多く挙げられています。特に、知的障害者や重複障害者は、一人での避難が難しく、より不安を抱えている状況であり、対応や配慮が求められます。
- また、障害のあるかたが「安全・安心」に暮らしていくためには、働く場の確保や移動の便利さ、住宅の整備、年金や手当といった多くの課題があります。
- 今後も障害のあるかたが気軽に外出し、社会参加しやすいまちづくりを推進するため、公共施設や交通のバリアフリー化、また、障害のあるかたに配慮した防災体制や防犯体制の強化が求められています。

■災害時の不安（アンケート調査結果報告書より）



1 福祉のまちづくりの推進

(1) 生活環境の整備

○公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設のバリアフリー化を進め、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めます。また、障害のある人などの移動手段を確保します。

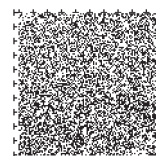
◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①障害のあるかた等に配慮したまちづくりの推進	●障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、障害のあるかた等を想定した建築物等のバリアフリー化など、建築担当部局と連携して相談等対応を図ります。	障害福祉課
	●援助や配慮を必要としている方々が、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク※」等の周知と活用に努めます。	障害福祉課
	●公園については、トイレの改修など障害のあるかたも利用しやすい環境整備に努めます。	公園緑地課
	●市内の小中学校への出張講座等を開催し、ユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。	協働推進課
②移動手段の確保	●誰もが利用しやすい地域公共交通の確保・維持・改善に努めます。	都市計画課
	●移動にかかる経済的負担の軽減を図るため、自動車税の減免や、鉄道、バス、タクシー等の割引制度を周知します。	障害福祉課
	●福祉車両の貸し出し及び運転ボランティアの派遣を実施します。	社会福祉協議会
	●寝たきりの高齢者などに寝台専用車両による移動サービスの利用料金助成を実施します。	長寿福祉課
◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス	◆地域生活支援事業による支援を行います。 ⇒移動支援事業（P78）	障害福祉課



※ヘルプマーク（help mark）

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマーク。



(2) 行政サービスにおける配慮

○障害を理由とする差別解消に向けた理解を深めるための職員研修を実施し、業務において合理的配慮※するとともに、不当な差別的取り扱いを行わないようにします。

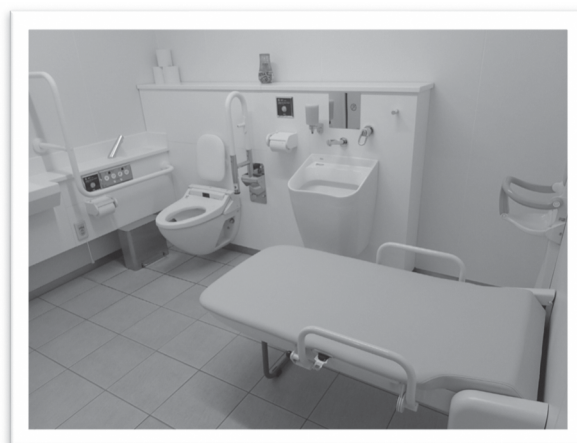
◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①行政サービス提供体制の向上	●行政職員及び委託事業者の職員等に対して、障害者差別解消法の周知徹底を図るとともに、障害のあるかたへの合理的配慮義務などに関する研修などの実施に努めます。	人事課 障害福祉課
	●公共施設の利用のしやすさやサービス利用の各種手続きなど関連課が連携して情報を共有し、利用者の負担軽減を図るなど、行政サービスの向上に努めます。	障害福祉課
②障害のあるかたの意見を反映する仕組みづくり	●障害のあるかたの視点を踏まえたまちづくりが展開されるよう、アンケート調査やヒアリング調査、各種審議会等への参加促進などに努めます。	障害福祉課
	●障害者団体等との意見交換会など通じて、障害のあるかたの意見を反映させた環境づくりに配慮します。	障害福祉課
③選挙における配慮	●障害のあるかたが自らの意思に基づき投票できるように点字器及びコミュニケーションボード等の設置など、投票所における環境整備に努めます。	選挙管理委員会
④緊急時の連絡体制	●音声による通話が困難な方が緊急時に救急車や消防車を要請できるよう、インターネットを活用したNET 119などの緊急通報体制の整備を推進します。	指令課

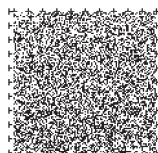
※合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的な障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

深谷市役所新庁舎では、大人にも対応したユニバーサルシートや、オストメイト対応設備などを備えた、誰もが使いやすい多目的トイレを設置しています。



▲ 新庁舎の多目的トイレ



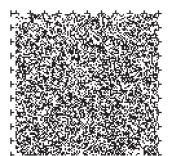
『NET119』は、音声での119番通報が困難な方が、スマートフォンや携帯電話から、簡単な画面操作で消防車や救急車を要請することができる緊急通報システムです。



▲ NET119利用画面

【取り組みによって期待される効果】

障害のあるかた等の意見を反映した福祉のまちづくりが充実することで、誰もが暮らしやすく、地域の活力や魅力アップにもつながります。



2 安全・安心な暮らしの確保

(1) 防災・感染症対策の充実

○防災知識の普及や災害時の適切な情報提供・避難誘導などの体制整備に努めるほか、避難所において障害のあるかたに配慮した支援に努め、安心して避難生活を送れるよう整備を進めます。

○新たな感染症への対策として、情報発信や啓発、感染防止対策を進めます。

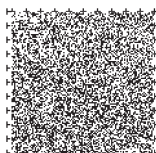
◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①防災・感染症対策の推進	●「災害時要援護者のための防災マニュアル」を活用し、個々の障害特性に応じた必要物品（ストーマや紙おむつなど）の備蓄に努めるよう障害のあるかたに周知するとともに、深谷市地域防災計画に基づき特別に配慮が必要なかたに対する防災対策を推進します。	総務防災課 障害福祉課
	●障害のあるかたへの災害情報などの伝達を効果的に行うため、聴覚障害者等情報提供事業（ファックスによる防災無線情報の提供）、メール配信サービス、テレビdメニューへの防災行政無線の放送内容を掲示などについて、周知や普及を図ります。	秘書課 総務防災課 障害福祉課
	●新たな感染症への対策として、感染防止対策を徹底した避難所の設置・運営、感染症予防に関する情報発信や啓発、感染症予防接種の実施等を行います。	総務防災課 障害福祉課 保健センター
②避難行動要支援者の避難体制の整備	●避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の更新・管理に努めます。また、災害時の迅速な避難活動に向けて、関係機関との連絡体制の構築や役割分担など、避難支援体制の充実を図ります。	総務防災課 福祉政策課 障害福祉課 長寿福祉課
③福祉避難所の確保	●一般の避難所での生活が困難な障害のあるかたのため、福祉避難所の設置運営に関する協定の締結を推進します。	総務防災課 障害福祉課 長寿福祉課

聴覚障害者等情報提供

聴覚障害等の方へ、防災行政無線の放送内容をファックスにより提供するものです。

じょうほうていきょうようし 情報提供用紙	
れいわ わん がつ にち じ ふん 令和〇年〇月〇日 〇〇時〇〇分	
ない	よう
あ か や し さいがいたいさくほんふ 深谷市災害対策本部からお知らせします。	
たいふう えいせいろう か せん すい い じょうりょう 台風の影響で河川の水位が上昇している	
ため、〇〇に対し、警戒レベル3 避難準備・	
こうれいしゆひなんときかいし はつれい 高齢者避難等開始を発令します。	
こうれいしゆ ひなん じかん びなん 高齢者や避難に時間がかかるかたは、避難	
かいし いがい を開始してください。それ以外のかたは、	
ひなん じゅんび いつでも避難ができるよう準備をしてくだ	
さい。	
送信機関	1. 深谷市消防本部 2. 深谷市役所障害福祉課



(2) 交通安全・防犯対策の充実

○自治会などによる地域防犯体制の確立に努め、障害のあるかたや高齢者をはじめ、市民が被害にあわないように、安全な暮らしに必要な知識の普及・啓発に取り組みます。

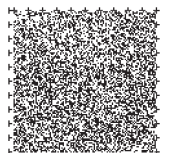
◇主要施策◇

施策・事業	施策の概要	担当課
①地域防犯体制の確立	●警察署・防犯協会・自治会などによる地域防犯体制の確立及び市民への防犯に関する情報提供に努めます。	自治振興課
	●悪質商法や詐欺等の消費者被害から障害のあるかたを守るため、消費生活センターの周知や他部門と連携して、消費者被害を未然に防ぐ環境づくりに努めます。	自治振興課
②交通安全対策の充実	●警察や交通安全関係団体と連携し、障害のあるかたを含む市民の交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて交通安全運動を推進します。	道路管理課



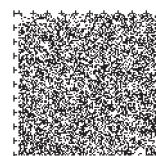
【取り組みによって期待される効果】

地域の防犯体制や災害時の避難体制が整っていることで、いつまでも安心して暮らし続けられる地域になります。



第3編 第6期深谷市障害福祉計画

第2期深谷市障害児福祉計画



第1章 計画の基本的な考え方

1 基本方針

○障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえ、国の基本的な指針に基づき、深谷市の計画の基本方針を定めて取り組みを推進します。

障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

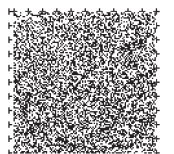
- 障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮します。
- 障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、相談支援や障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

- 障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。
- 障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、多様なインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を活用し、提供体制の整備を進めます。

地域共生社会の実現に向けた取り組み

- 地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民主体の地域づくりや柔軟なサービスの確保に努め、包括的な支援体制の構築に取り組みます。



障害児の健やかな育成のための発達支援

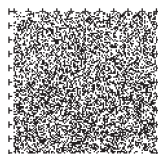
- 障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、相談支援体制や専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

障害福祉人材の確保

- 将来にわたって様々な障害福祉に関する事業を安定的に実施していくためには、それを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進とともに、障害福祉の現場が働きがいのある職場であることの積極的な周知・広報等に取り組んでいきます。

障害者の生きがいや社会参加を支える取り組み

- 障害者の地域における生きがいづくりや社会参加を促進するため、障害者の多様なニーズを踏まえた支援に努めます。
- 障害者が文化芸術を享受鑑賞すること、創造や発表等の多様な活動に参加すること、読書を通じて文字・活字文化の恵みを享受できること等の機会を充実し、障害者の個性や能力の発揮、余暇活動や社会参加の促進を図ります。



2 令和5年度末における成果目標

○国の基本的な指針及び県の考え方にに基づき、深谷市における目標値を設定します。

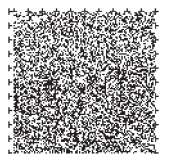
(1) 施設入所者の地域生活への移行

○令和元年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練など利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本方針	<p>○令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。</p> <p>○施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。</p> <p>○令和2年度末において定めた目標が達成されない場合には、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>
県の考え方	<p>○地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。</p> <p>〈設定しない理由〉 本県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況である。</p>

■成果目標■

項目	数値等	備考
施設入所者数 (A)	154人	令和元年度末時点の入所者数 (施設入所支援を利用している者の合計数)
【目標値】地域生活移行数 (B)	10人	(A)のうち、令和5年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
【目標値】地域生活移行率	6.5%	(B/A) 国・県の目標は6%以上



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

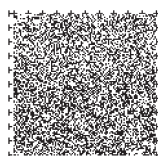
○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、関係行政機関や障害福祉・介護事業者が精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、関係行政機関などとの重層的な連携による支援体制を構築していきます。

国の基本方針	○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本とする。 ○精神病床における1年以上長期入院患者数の令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて6.6～4.9万人減少。 ○令和5年度における退院率を3ヶ月時点69%以上、6ヶ月時点86%以上、1年時点92%以上とすることを基本とする。
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■成果目標■

○埼玉県において、入院中の精神障害者が退院し社会の一員として安心して生活を続けられるよう、退院率の目標値を設定します。



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の支援体制づくりなど、地域生活支援拠点等の体制を確保します。

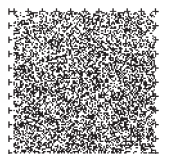
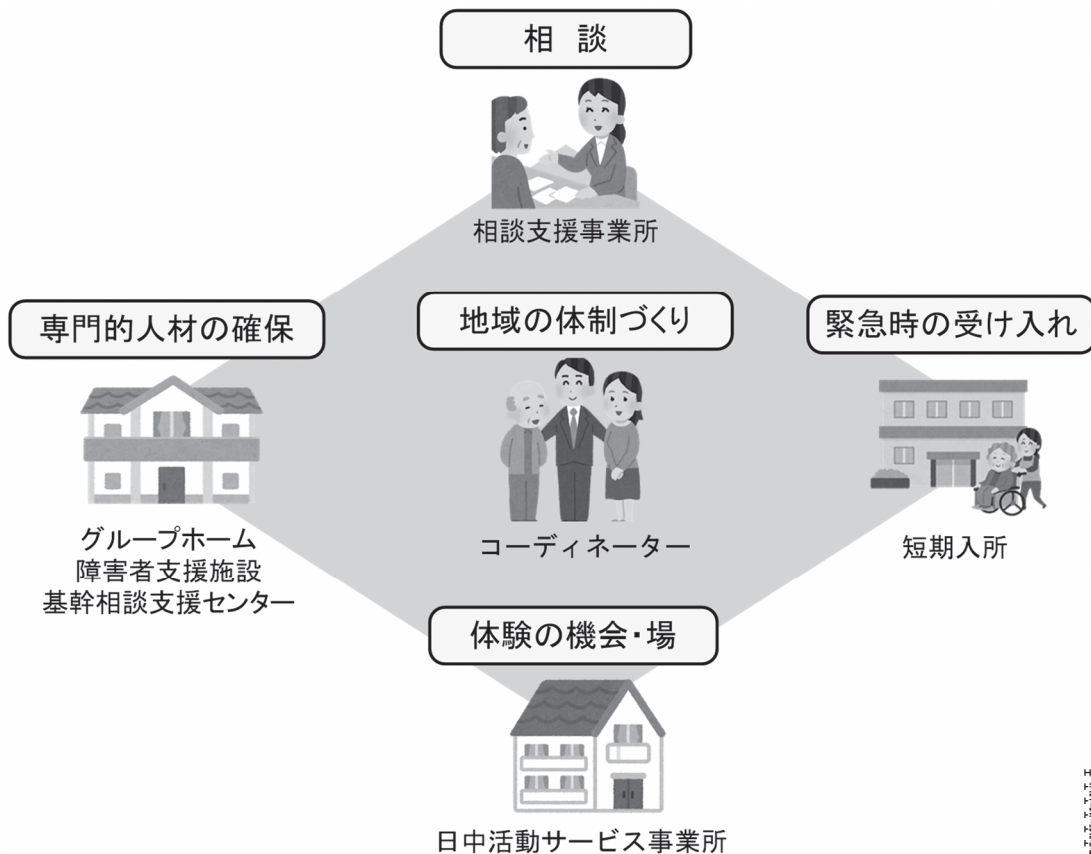
国の基本方針	○1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■成果目標■

項目	数値等	備考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1か所	令和5年度末までの地域生活支援拠点等の整備数
【目標値】 運用状況の検証・検討実施回数	3回	令和5年度末までの運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上

■ 地域生活支援拠点等のイメージ（面的整備型）

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備して、障害者の生活を地域全体で支えていくものです。



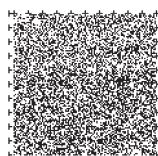
(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労支援事業者が確保できるよう、サービス事業者の参入を促していきます。
- 福祉施設等における公的機関からの受注機会の増大に努めます。
- 「大里地域自立支援協議会」を中心に就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習体験、就労後の定着支援など、市内の就労支援と就労定着の充実に努めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数を令和元年度の1.27倍以上とする。 ○一般就労への移行者数は、就労移行支援事業では1.30倍以上を基本とし、就労継続支援A型事業では概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業では概ね1.23倍以上を目指すこととする。 ○就労移行支援事業等を通じ一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用を7割とする。 ○就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。 ○目標値の設定にあたっては、未達成割合を目標値に加えた割合以上を目標値とする。
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）（a）	7人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数（b）	12人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合（b） / （a）	1.71倍	国の目標値は令和元年度の1.27倍以上
（うち、就労移行支援事業）	数値等	備考
年間一般就労移行者数（実績）（a）	7人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数（b）	9人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労をした人の数
【目標値】 一般就労移行の増加割合（b） / （a）	1.29倍	国の目標値は令和元年度の1.30倍以上



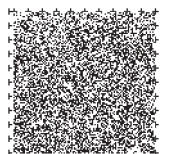
(うち、就労継続支援A型)	数値等	備考
年間一般就労移行者数(実績)(a)	0人	令和元年度において就労継続支援A型から一般就労した人の数
【目標値】 年間一般就労移行者数(b)	2人	令和5年度において就労継続支援A型から一般就労をした人の数
【目標値】一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	-	国の目標値は、令和元年度の1.26倍
(うち、就労継続支援B型)	数値等	備考
年間一般就労移行者数(実績)(a)	0人	令和元年度において就労継続支援B型から一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労移行者数(b)	1人	令和5年度において就労継続支援B型から一般就労をした人の数
【目標値】一般就労移行の増加割合 (b)/(a)	-	国の目標値は、令和元年度の1.23倍

就労移行支援事業等

項目	数値等	備考
年間一般就労移行者数(目標)(a)	12人	令和5年度の就労移行支援、就労継続支援A型・B型の一般就労移行者数の合計
一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数(b)	9人	令和5年度
【目標値】 一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業利用者の割合(b)/(a)	75.0%	令和5年度 国の目標値は、7割以上

就労定着支援事業等

項目	数値等	備考
就労定着支援事業所数(目標)(a)	2か所	令和5年度の就労定着支援事業所数
就労定着率8割以上の事業所数(b)	2か所	令和5年度
【目標値】 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合(b)/(a)	100%	令和5年度 国の目標値は、7割以上



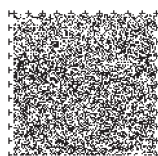
(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの整備・充実に努めます。
- 保育所等訪問支援の提供体制の整備に努めます。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保に努めます。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場[※]の設置・充実に努め、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を進めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。 ○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置する。圏域での設置であっても差し支えない。 ○医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。 ○医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。圏域での設置であっても差し支えない。
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■ 成果目標 ■

項目	数値等	備考
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	令和5年度末までに1か所以上
【目標値】 保育所等訪問支援の体制の構築	有	令和5年度末まで
【目標値】 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	令和5年度末までに1か所以上
【目標値】 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	令和5年度末までに1か所以上

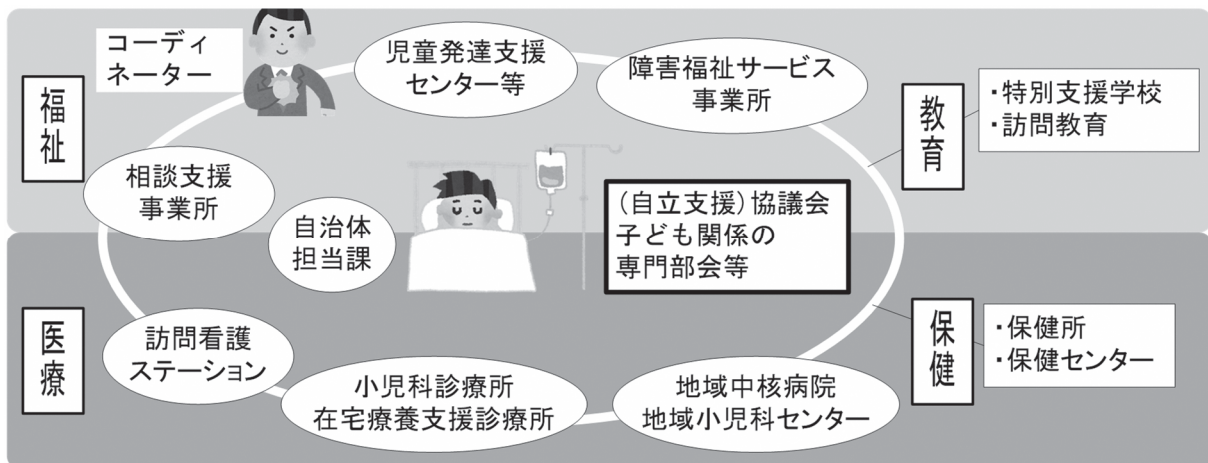


項目	数値等	備考
【目標値】 医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置	令和5年度末まで
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	令和5年度末まで

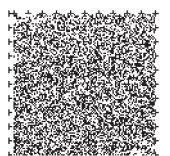
■ 医療的ケアを要する障害児に対する支援：関係機関による連携イメージ

※協議の場の設置について

地域において、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置していきます。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行っていくものです。



厚生労働省資料より



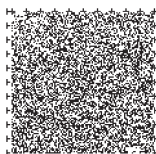
(6) 相談支援体制の充実・強化等

- 「基幹相談支援センター」において、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 ○実施にあたっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
県の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○国基本指針のとおり。

■成果目標■

項目	数値等	備考
【目標値】 専門的な相談支援の実施・地域の相談支援体制を実施する体制の確保	有	令和5年度末まで



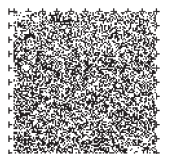
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 県等が実施する新任研修や職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を進めます。
- 障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

国の基本方針	<p>○障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。</p> <p>○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。</p>
県の考え方	○国基本指針のとおり。

■ 成果目標 ■

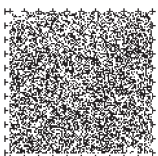
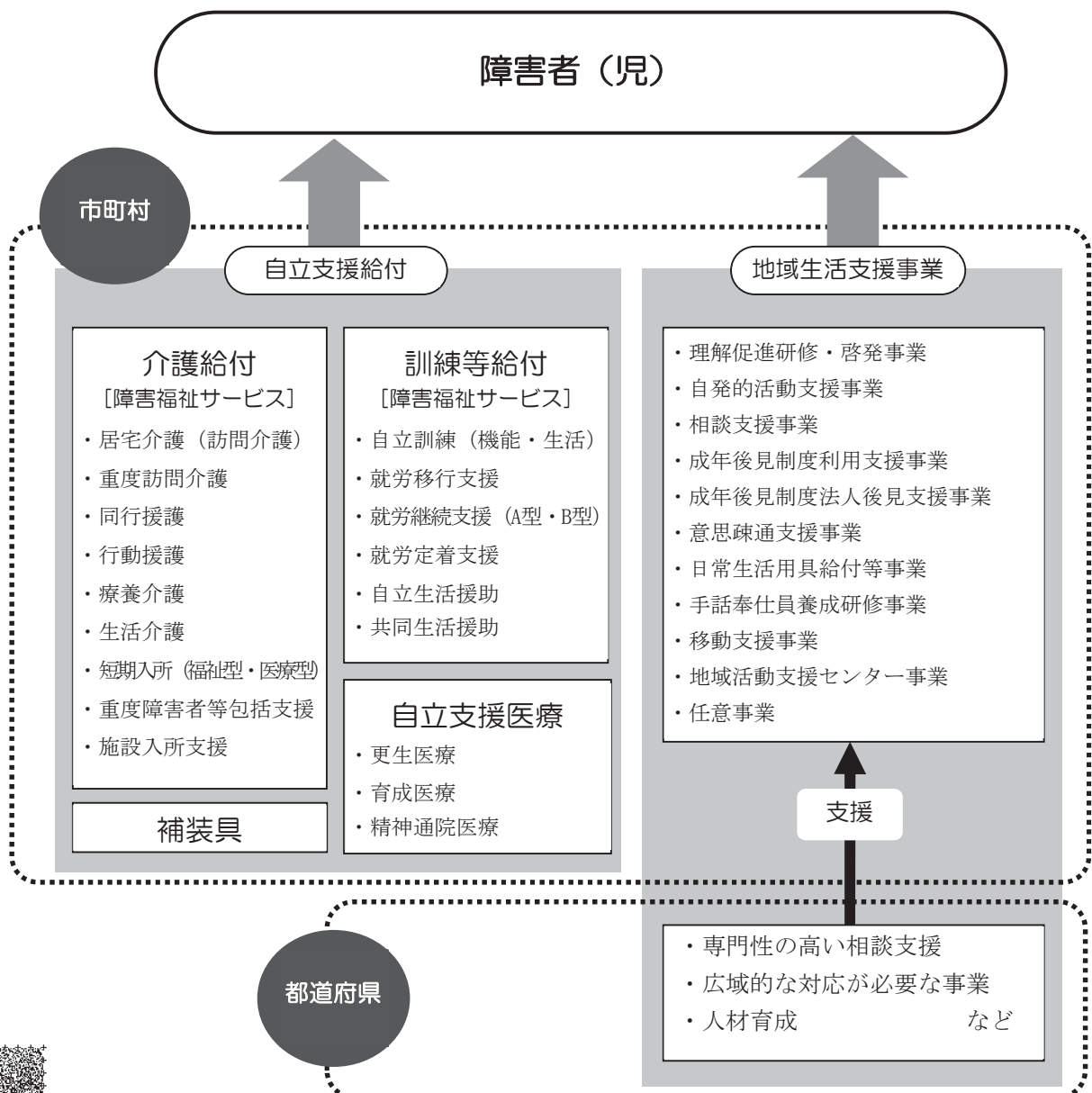
項目	数値等	備考
【目標値】 障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	有	



第2章 障害福祉サービス等の内容と見込み量

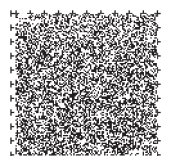
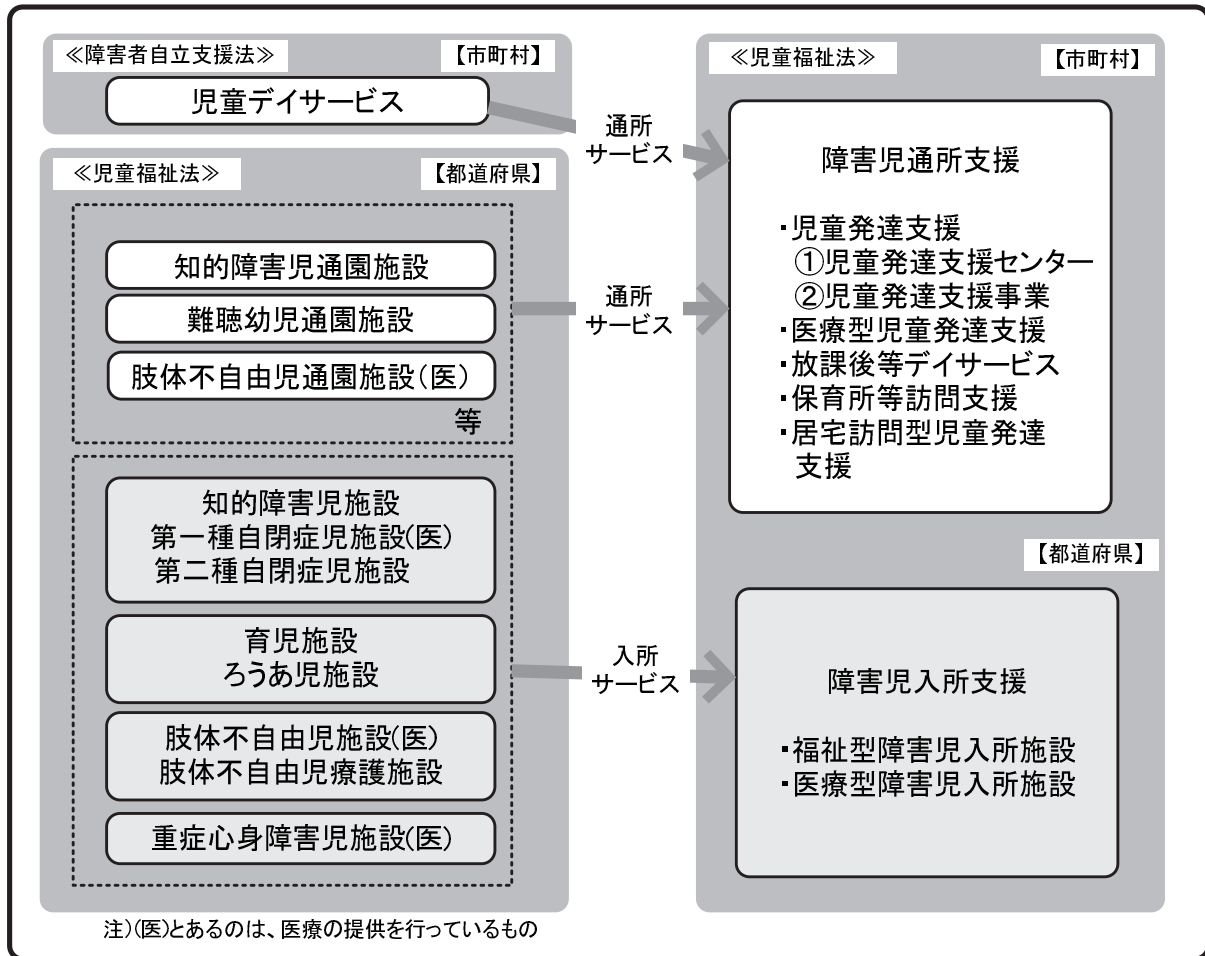
- 障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。
- 「障害福祉サービス」は、障害の種類や程度、サービスの利用に関する意向及びサービス等利用計画案をふまえ、個々に支給決定が行われる「障害福祉サービス」、「相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟にサービスを行う「地域生活支援事業」に大きく分けられます。
- サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用のプロセスが異なります。

■障害福祉サービスの全体像



- 障害児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、体系も再編されました。
- 障害児通所支援を利用する保護者は、市町村にサービス利用について申請を行い、サービス等利用計画を経て支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。なお、障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。

■障害児を対象とした施設・事業のイメージ



1 障害福祉サービスの内容と見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

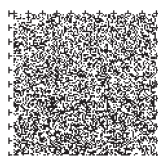
サービス名	内 容
居宅介護	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。また、生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	障害のある人の自宅において、入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害のある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障害のある人に、必要な障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等）を包括的に提供します。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護		時間 (人)	3,484 (195)	3,322 (208)	3,235 (262)	3,785 (270)	3,962 (283)	4,148 (296)
重度訪問介護								
同行援護								
行動援護								
重度障害者等包括支援								

■見込量確保のための方策■

○訪問系サービスについては、介助者の高齢化が進む中、利用対象者の増加が見込まれることから、地域の介護保険サービス提供事業者とも連携して参入を働きかけ、質の高いサービスが継続的に提供されるように努めます。



(2) 日中活動系サービス

①日中介護サービス【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービスなど、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

サービス名	内 容
生活介護	福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
療養介護	主として昼間において、医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。障害者支援施設等を利用する福祉型と、医療機関等を利用する医療型があります。

■見込量■ 「1か月当たり」

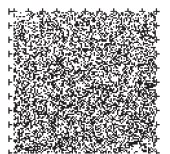
サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護		人日 (人)	5,931 (292)	6,037 (305)	6,268 (315)	6,367 (317)	6,538 (325)	6,712 (334)
療養介護		(人)	(21)	(22)	(23)	(24)	(24)	(24)
短期入所 (福祉型)		人日 (人)	389 (71)	310 (68)	276 (39)	414 (69)	425 (71)	436 (73)
短期入所 (医療型)		人日 (人)	65 (13)	41 (8)	13 (4)	46 (10)	46 (10)	47 (10)

【各サービスの見込みの単位について】

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数、時間：延べ利用時間数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」



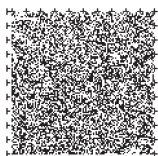
②自立訓練【訓練等給付】

障害者が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供に努めます。

サービス名	内 容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (機能訓練)		人日	8	23	6	38	38	38
		(人)	(1)	(1)	(1)	(2)	(2)	(2)
自立訓練 (生活訓練)		人日	43	70	91	104	104	134
		(人)	(3)	(3)	(4)	(5)	(5)	(6)



③就労支援【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く安心して働ける場の確保につながるよう、多様な就労情報の提供や就労支援を推進します。平成30年から就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」が創設されています。

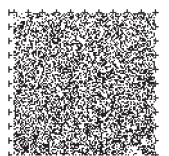
サービス名	内容
就労移行支援	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人に、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な人で、年齢や心身の状態などの事情から、今後も通常の事業所に就業することが難しい人に、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。
就労定着支援	企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施します。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援		人日 (人)	446 (30)	392 (27)	343 (22)	464 (31)	467 (31)	470 (31)
就労継続支援(A型)		人日 (人)	508 (30)	563 (27)	506 (24)	557 (27)	561 (27)	564 (28)
就労継続支援(B型)		人日 (人)	5,903 (335)	6,408 (365)	6,904 (391)	7,048 (396)	7,095 (399)	7,141 (401)
就労定着支援		(人)	(0)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)

■見込量確保のための方策■

- 日中活動系サービスについては、地域生活への移行が進むことにより、さらなる需要の高まりが予測されます。そのため、新規利用希望者を把握するとともに、サービス提供事業所による提供体制の拡大等により必要量の確保に努めます。
- 特別支援学校卒業生や在宅で暮らす障害のあるかたの要望を見極めて、就労支援事業所の確保に努めます。
- また、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者との連携強化を図ります。



(3) 居住系サービス

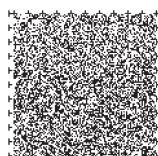
①居住支援【訓練等給付】

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。また、平成30年から地域生活を支援する「自立生活援助」が創設されています。

サービス名	内 容
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、利用者からの相談・要請があった場合には訪問、電話、メール等により対応します。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズに応えるためにサテライト型住居があります。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助		人	0	0	0	3	4	5
共同生活援助 (グループホーム)		人	192	209	205	213	219	225



②施設入所支援【介護給付】

夜間においても安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

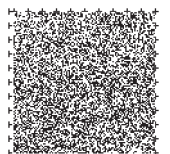
サービス名	内 容
施設入所支援	夜間に介護が必要な人や、自宅から通所して自立訓練、就労移行支援を利用することが難しい人に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援		人	158	154	150	151	152	153

■見込量確保のための方策■

- 共同生活援助（グループホーム）については、市内に数多く整備され充足しつつある状況です。今後の新たな事業参入の状況を見極めながら、質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス事業者と連携していきます。
- 施設入所支援が必要なかたに対しては、専門的な介護等が受けられる体制を確保します。
- 「自立生活援助」について、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。



(4) 相談支援（計画相談支援・地域相談支援）

障害者の自立した生活を支え、障害者が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

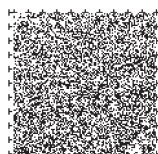
サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人がサービスを適切に利用することで自立した生活が営めるよう、「サービス利用計画」を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
地域相談支援 （地域移行支援）	長期入院している人などが、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域相談支援 （地域定着支援）	居宅において、ひとり暮らしや家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない人などに対して、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問、緊急対応等を行います。

■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援		人	185	214	209	217	223	229
地域相談支援 （地域移行支援）		人	0	0	0	1	1	2
地域相談支援 （地域定着支援）		人	0	1	0	1	1	2

■見込量確保のための方策■

- 計画相談支援については、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所の充実及び新規設置の促進を図り、相談支援専門員の資質向上に取り組みます。
- 入所施設や精神科病院等との連携を強化して、地域移行・地域定着支援体制の充実を図ります。
- 「地域定着支援」について、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。



2 障害児福祉サービスの内容と見込み

(1) 障害児通所支援

障害児の発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練、障害児以外の児童との適応のための専門的な支援などのサービスを提供します。

サービス名	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要である児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要な児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童に対し、児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児等に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

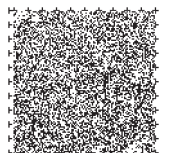
■見込量■ 「1か月当たり」

サービス名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援		人日 (人)	226 (24)	251 (31)	352 (39)	360 (40)	371 (34)	383 (35)
医療型児童発達支援		人日 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)
放課後等デイサービス		人日 (人)	1,720 (162)	2,804 (193)	2,941 (203)	2,993 (206)	3,077 (212)	3,162 (218)
保育所等訪問支援		人日 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (1)	4 (2)
居宅訪問型児童発達支援		人日 (人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)

注) 人：実利用者数、人日：延べ利用者数。

「人日」とは、本市における1か月当たりの総利用日数。

(計算式) 「人日」=「月間の利用人員」×「1人1か月当たりの平均利用日数」



(2) 障害児相談支援等

障害児の生活を支え、児童の発達のための課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによる支援を進めていきます。

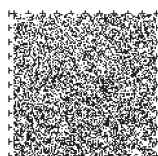
サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成します。支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画の作成を行います。 また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児コーディネーター	専門的な知識と経験に基づいて、人工呼吸器など日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児など、医療的ケアが必要な障害児の支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）や支援を調整するコーディネーターを配置します。

■見込量■ 「1か月当たり」

施設名	年度	単位	実績			見込み		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込値)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援		人	22	24	26	28	30	32
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーター		人	1	2	1	2	2	2

■見込量確保のための方策■

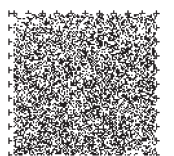
- 障害児支援については、障害のある児童が質の高い専門的な支援を受けられるよう、サービス提供事業所と連携してサービス提供体制の確保・拡大を図ります。
- 「居宅訪問型児童発達支援」について、新規利用希望者を把握するとともに、障害福祉サービス提供事業者と連携して、サービス提供体制の確保を図ります。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、障害福祉サービス提供事業所と連携して、県等による研修への参加を進め、実施体制の確保を図ります。



(3) 障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

障害児が、子ども・子育て支援サービス等を希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）等における障害児の受入れの体制整備を行います。

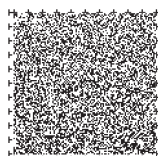
施設名	年度 単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用希望	受入可能	利用希望	受入可能	利用希望	受入可能
保育所	実人数	53	53	52	52	51	51
認定こども園	実人数	4	4	3	3	3	3
学童クラブ	実人数	64	64	67	67	68	68
幼稚園	実人数	25	25	25	25	24	24
特定地域型保育事業 （小規模保育等）	実人数	3	3	3	3	3	3
その他の保育事業	実人数	-	-	-	-	-	-



3 地域生活支援事業の内容と見込み

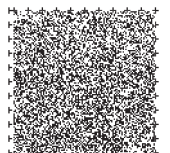
【必須事業】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害のある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。 ①障害者相談支援事業 ②基幹相談支援センター等機能強化事業 ③住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等への報酬の支払いが困難な人については、その経費の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本市は社会福祉協議会で実施しています。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣による支援などを行います。 ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ②手話通訳者設置事業（社会福祉協議会）
日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	利用者の状況に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。



【任意事業】

サービス名	内 容
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	入浴することが難しい重度の身体に障害のある人がいる家庭に入浴車を派遣します。
知的障害者職親委託事業	知的障害のかたの自立更生を図るため、一定期間、知的障害のかたの更生援護に熱意を有する事業経営者など（職親）に預け、生活指導や技能習得訓練などを行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進と職場における定着性を高めます。
社会参加促進事業	障害のあるかたのスポーツ大会を開催し、社会参加の促進や交流を図ります。また、障害のあるかたの文化芸術活動を振興するため、文化作品展を開催し、発表の場を設けるとともに、創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行います。

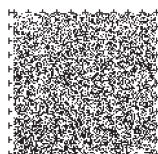


■実績■

		単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	1 有	1 有	1 有
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人	6	9	4
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	1,074	1,314	842
	②手話通訳者設置事業	人	2	2	2
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	7	13	10
	②自立生活支援用具	件/年	9	20	26
	③在宅療育等支援用具	件/年	16	9	14
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	14	18	16
	⑤排泄管理支援用具	件/年	3,321	3,304	3,408
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	1	2	2
手話奉仕員養成研修事業		講習終了者数	61	56	-
		登録者数	17	15	17
移動支援事業		か所 (人)	12 (39)	11 (39)	9 (34)
		延利用回数	3,321	3,304	3,408
地域活動支 援センター 事業	I型（向陽）	か所 (人)	1 (16)	1 (11)	1 (7)
	その他（それいゆ、マルベリー）	か所 (人)	2 (133)	2 (112)	2 (94)

▼地域生活支援事業（任意事業）の実績

	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (見込値)
日中一時支援事業	か所 (人)	10 (53)	10 (50)	7 (36)
訪問入浴サービス事業	か所 (人)	4 (22)	4 (27)	4 (21)
知的障害者職親委託事業	件/年	1	1	1
社会参加促進事業 ふれあいスポーツ大会	参加者数 (団体数)	665 (33)	663 (33)	- -
心の輪を広げる障害者文化作品展	参加者数 (出品者数)	810 (576)	988 (634)	645 (705)

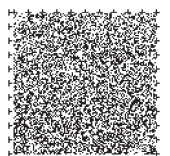


■見込量■

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
相談支援 事業	①障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	か所 設置の有無	2 有	2 有	2 有
	②市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
	③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業		人	6	7	8
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意思疎通 支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	1,194	1,290	1,393
	②手話通訳者設置事業	人	2	2	2
日常生活用 具給付等事 業	①介護・訓練支援用具	件/年	13	15	18
	②自立生活支援用具	件/年	28	30	33
	③在宅療育等支援用具	件/年	15	16	17
	④情報・意思疎通支援用具	件/年	18	19	20
	⑤排泄管理支援用具	件/年	3,458	3,527	3,598
	⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件/年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		登録者数	20	24	29
移動支援事業		延べ利用回数 (人)	338 (39)	365 (42)	394 (45)
地域活動支 援センター 事業	自市町村分	か所 (人)	1 (136)	1 (148)	1 (161)
	他市町村分	か所 (人)	2 (36)	2 (38)	2 (40)

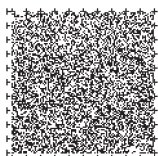
▼地域生活支援事業（任意事業）の実績

		単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業		か所 (人)	7 (50)	7 (50)	7 (50)
訪問入浴サービス事業		か所 (人)	4 (27)	4 (27)	4 (27)
知的障害者職親委託事業		件/年	1	1	1
社会参加促進事業 ふれあいスポーツ大会		参加者数	680	680	680
心の輪を広げる障害者文化作品展		参加者数	800	800	800



■見込量確保のための方策■

- 障害のあるかたの地域生活への移行状況、生活実態及びニーズなどを十分に考慮しながら障害福祉サービスを確保するため、大里地域地域自立支援協議会において提供体制の充実を検討していきます。
- 障害のあるかたの総合的な相談や市内相談機関などとの連携を強化し、障害のあるかたのニーズに対応する断らない相談支援体制の構築を図ります。
- 身近な地域でより多く手話奉仕員が活動できるよう、養成研修による人材の育成に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業は、社会福祉協議会と連携して、広報や相談支援事業などを通じて、必要なかたが利用できるよう制度の周知に努めます。
- 任意事業については、制度の周知を行い、必要な事業の充実・強化に努めていきます。



4 強化が求められる支援内容と見込み

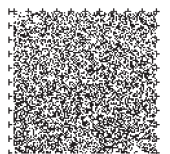
(1) 発達障害者等に対する支援

- 発達障害児を持つ保護者を対象に、行動変容の技術習得を目的とした保護者向け勉強会やペアレントトレーニング、ペアレントプログラム等の支援プログラム等を進めていくことが求められています。
- 発達障害のある子どもを育ててきた同じ立場の親が、様々な疑問や不安を持つ親に対して、不安や負担の軽減を図ることができる支援、また、情報や意見の交換を行う機会を設けるなど、当事者同士の交流を進めていきます。

(2) 精神障害者等に対する支援

- 精神障害の程度に関わらず、地域で安心して暮らすために必要な各種障害福祉サービスの充実を図るとともに、関係機関が重層的に連携して、障害福祉、医療、住まい等について包括的な提供や支援を推進する必要があります。
- 本市では「大里地域自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会」において保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築していきます。

項目 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	3回	3回	3回
協議の場への関係者の参加者数	25人	25人	25人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（有無）	無	無	無
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	2人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	2人
精神障害者の共同生活援助	68人	70人	72人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人



(3) 相談支援体制の充実・強化等

○相談支援体制を充実・強化し、障害の種別や複合・複雑化したニーズに対して断らず対応できる総合的・専門的な相談支援を行うことが重要です。

○本市は、「基幹相談支援センター」において、地域の相談支援事業者等に対する訪問等による専門的な指導・助言のほか、相談支援事業者等の人材の育成支援、相談機関との連携強化など、総合的・専門的な相談支援の実施を進めます。

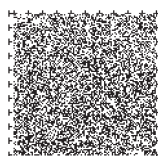
項目	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する指導・助言件数		12件	12件	12件
人材育成の支援件数		12件	12件	12件
連携強化の取組の実施回数		30回	30回	30回

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

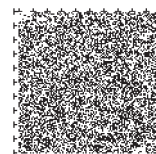
○県等が実施する新任研修や職員研修への参加のほか、虐待防止・権利擁護研修など通じて、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

○障害福祉サービス提供事業所への情報提供を進めます。

項目	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する研修への参加人数		18人	18人	18人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制		有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数		1回	1回	1回



第4編 計画の推進



第1章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、さまざまな社会資源を有効に活用することが重要です。そのために、県、医療機関、企業、教育機関など関係機関が情報を交換し、連携を強化する必要があります。本計画は、以下のそれぞれの役割に基づき、着実な推進に努めます。

(1) 市の役割

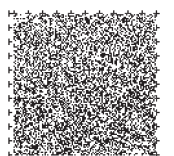
- 地域における障害者福祉を進める主体として、障害のあるかたなどのニーズの把握に努めるとともに、国、県、近隣市町などと連携しながら、地域の実情に合ったきめ細かな施策を計画的に推進します。
- 市は、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域、家庭、学校の役割

- 地域や家庭、学校で、障害や障害のあるかたに対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- 障害のあるかたが地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。

(3) 当事者団体、事業所、企業の役割

- 当事者団体は、障害のあるかたの生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- 事業所は、障害福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のあるかたの意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- 企業は、障害のあるかたの雇用を積極的に進めるとともに、障害のあるかたに配慮した環境づくりに取り組むことが必要です。

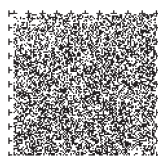
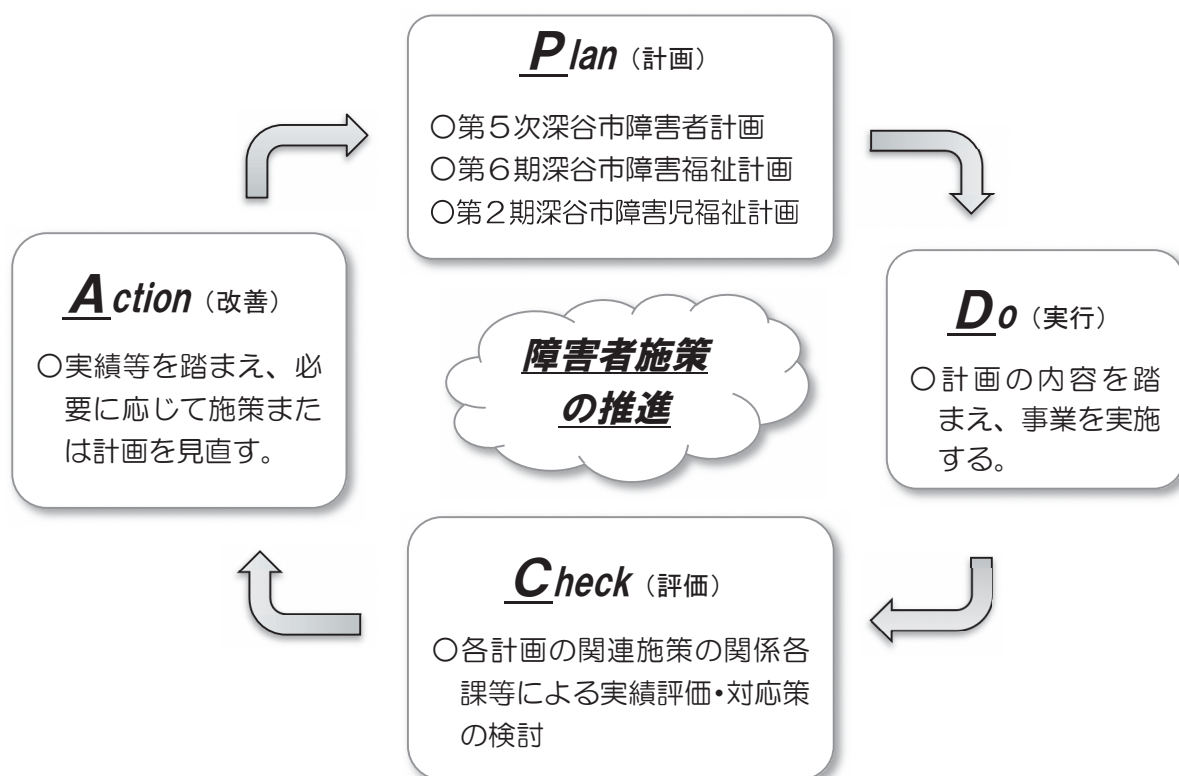


2 計画の点検・進行管理

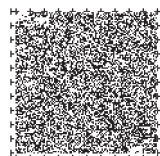
○本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）による進捗状況の分析に努め、実効性のある計画を目指します。

○計画の全体的な進捗状況を毎年度把握し進行管理を行い、障害者計画の中間年には、実績等を踏まえた評価を行い、必要に応じて施策または計画を見直し、改善を図ります。

■計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）



資料編



資料1 策定委員会設置要綱

深谷市障害者プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、深谷市障害者計画、深谷市障害福祉計画及び深谷市障害児福祉計画（以下「プラン」という。）の策定に当たり、障害者等に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、深谷市障害者プラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) プランの進捗管理に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者（当該団体又は機関から推薦を受けた者を含む。）のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 学識経験者
- (8) その他障害者施策関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

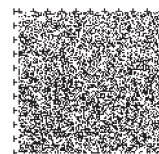
2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

附則

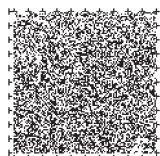
この要綱は、平成23年9月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

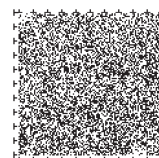


資料2 委員名簿

令和2年度深谷市障害者プラン策定委員会 委員名簿

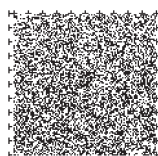
(敬称略)

	団体名、役職等	氏名	要綱で定める団体又は機関
委員長	東都大学 ヒューマンケア学部 看護学科 講師	野村 政子	学識経験者
副委員長	深谷地区肢体不自由児者父母の会 会長	中野 恵子	障害者団体関係者
委員	深谷市視覚障害者福祉協会 会長	山口 平八	障害者団体関係者
委員	深谷市聴覚障害福祉協会 事務局長	森本 とき枝	障害者団体関係者
委員	深谷市手をつなぐ育成会 理事	坂田 正彦	障害者団体関係者
委員	深谷市精神障害者とその家族を守る会 「ハートフルフレンズ」 会長	須永 規彦	障害者団体関係者
委員	深谷市民生委員・児童委員協議会 明戸・大寄地区会長	増田 守和	民生委員・児童委員
委員	社会福祉法人 埼玉のぞみの園 理事長	山崎 勝	社会福祉施設関係者
委員	埼玉県社会福祉事業団 花園 園長	菊地 勝	社会福祉施設関係者
委員	社会福祉法人 ほかや精神保健福祉の会 まゆだま 事務局長	民谷 久雄	社会福祉施設関係者
委員	社会福祉法人 さくら会 ポプラ母子通 園施設 施設長	佐藤 禎子	社会福祉施設関係者
委員	埼玉県立熊谷特別支援学校 教諭	栗島 美穂	教育関係者
委員	埼玉県立深谷はばたき特別支援学校 教諭	大谷 安代	教育関係者
委員	深谷市教育委員会 学校教育課長兼指導 主事	下条 徹	教育関係者
委員	熊谷公共職業安定所 統括職業指導官	小池 暁	労働関係者
委員	株式会社 UACJ グリーンネット 深谷事業所 所長	山崎 雅弘	労働関係者
委員	深谷市ボランティア連絡会 会長	太田 良一	ボランティア団体関係者
委員	埼玉県熊谷保健所 副所長	桜井 文子	その他障害者施策関係者



資料3 策定経過

《 時 期 》		《 策定経過 》
令和2年	6月	第1回 深谷市障害者プラン策定委員会（書面により開催） 【協議事項】 ・アンケート調査について
	6月	障害者プラン策定アンケート ①障害者手帳所持者等 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持するかた 1, 200人 ②市民アンケート 市内在住の18歳以上 1, 000人 （実施期間：6月19日（金）から7月6日（月）まで）
	8月	事業所、団体アンケート ①障害福祉サービス事業所 市内の障害福祉サービス事業所、指定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所を運営する法人 65事業所 ②障害福祉関係団体アンケート 市内の障害者団体、障害関係ボランティア団体 18団体 （実施期間：8月11日（火）から8月31日（月）まで）
	9月 24日	第2回 深谷市障害者プラン策定委員会 【協議事項】 ・第6次深谷市障害者プラン策定アンケート調査結果について ・第6次深谷市障害者プラン計画骨子（案）について
	11月 11日 ～	関係課等調票調査（計画内容の確認）
	12月 2日	計画案について策定委員への事前確認
	12月 18日	第3回 深谷市障害者プラン策定委員会 【協議事項】 ・計画案について ・パブリックコメントの実施について
令和3年	1月	パブリックコメント（意見の聴取）の実施 （実施期間：1月8日（金）から1月29日（金）まで）
	2月	第4回 深谷市障害者プラン策定委員会（書面により開催） 【協議事項】 ・計画の決定について
	3月 17日	議会報告



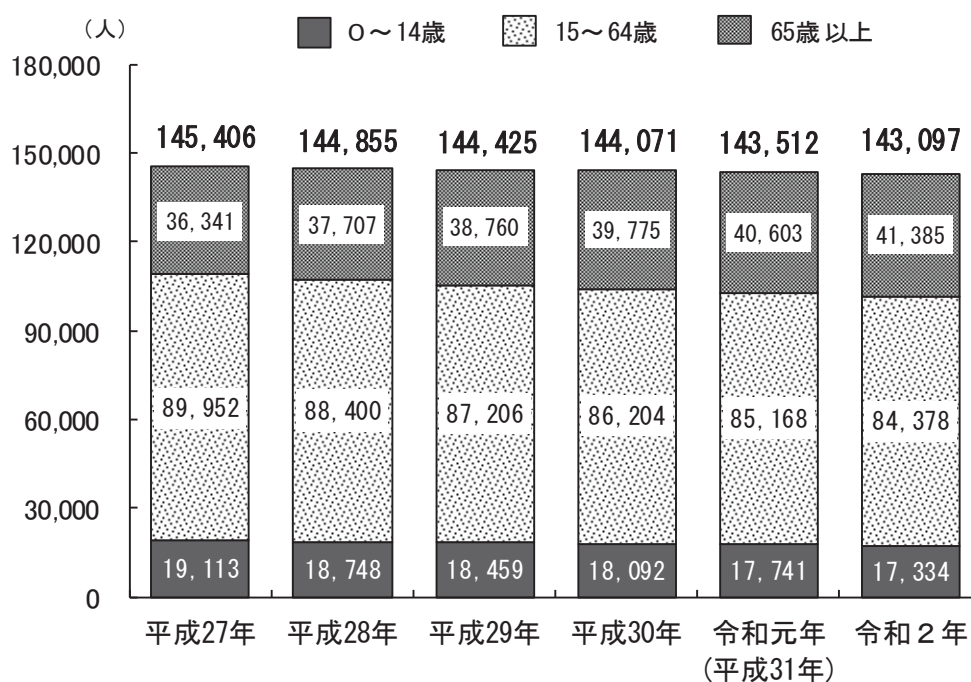
資料4 統計データ

1 人口の推移

○令和2年の総人口は143,097人ですが、減少傾向が続いています。

○年齢別構成比の推移をみると、65歳以上の構成比は平成27年に25.0%でしたが、令和2年は28.9%に上昇しています。

■人口の推移

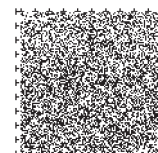


■年齢別構成比の推移

<上段：人、下段：割合>

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
総人口	145,406	144,855	144,425	144,071	143,512	143,097
年少人口 (15歳未満)	19,113 13.1%	18,748 12.9%	18,459 12.8%	18,092 12.6%	17,741 12.4%	17,334 12.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	89,952 61.9%	88,400 61.0%	87,206 60.4%	86,204 59.8%	85,168 59.3%	84,378 59.0%
高齢者人口 (65歳以上)	36,341 25.0%	37,707 26.0%	38,760 26.8%	39,775 27.6%	40,603 28.3%	41,385 28.9%

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



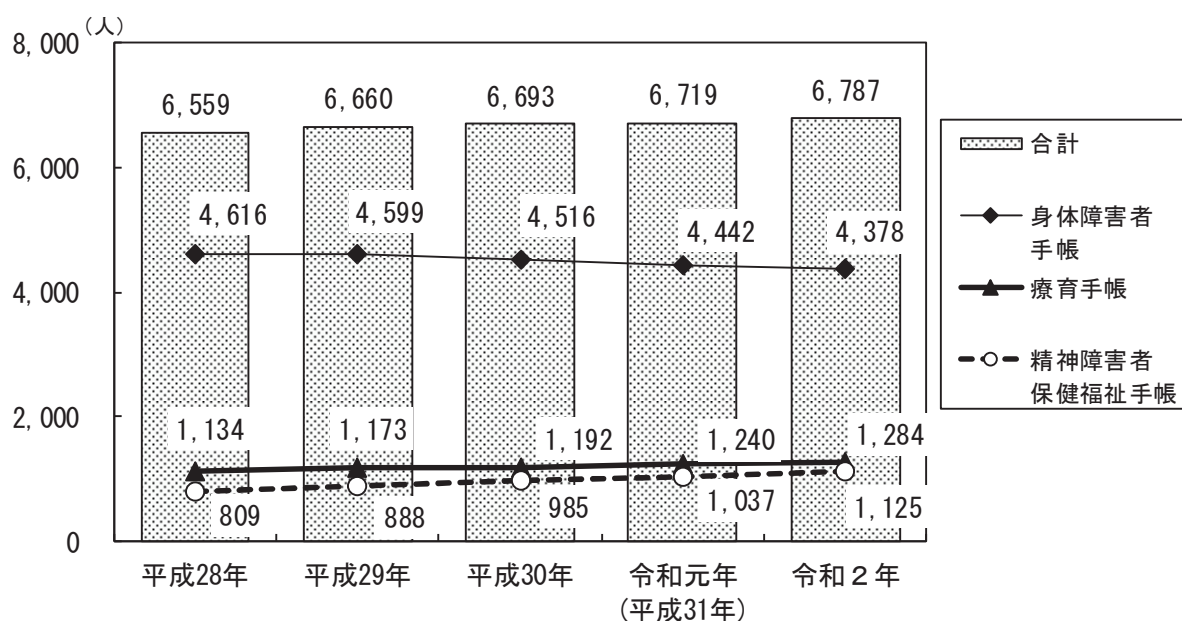
2 障害者（児）等の推移

(1) 障害者手帳所持者の推移

○本市の障害者手帳の所持者は、令和2年4月1日現在6,787人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は4.7%となっています。

○障害者手帳所持者のうち、身体障害者手帳所持者が令和2年に4,378人で64.5%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移

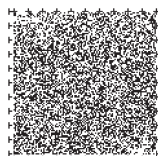


資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）

注) 障害者手帳：身体障害のある人は「身体障害者手帳」、知的障害のある人は「療育手帳」、精神障害のある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
総人口に占める割合	4.5%	4.6%	4.6%	4.7%	4.7%



(2) 身体障害者手帳所持者の状況

○身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成28年に4,616人でしたが、その後減少して令和2年は4,378人となっています。

○障害の等級別では、1級（重度）の所持者が最も多く、令和2年は1,552人です。

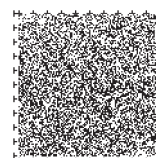
○障害部位をみると、肢体不自由（上肢、下肢障害・体幹機能障害・脳原性運動機能障害）が最も多く、令和2年は2,194人で身体障害者の50.1%を占めています。

■身体障害者手帳所持者の推移

(単位：人)

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年 (平成31年)	令和 2 年
合計		4,616	4,599	4,516	4,442	4,378
年齢	18 歳未満	105	107	101	96	85
	18 歳以上	4,511	4,492	4,415	4,346	4,293
等級	1 級（重度）	1,622	1,626	1,584	1,550	1,552
	2 級	795	779	765	751	732
	3 級	674	660	657	641	621
	4 級	1,011	1,007	987	984	967
	5 級	295	304	304	294	288
	6 級（軽度）	219	223	219	222	218
障害 部位	視覚障害	401	411	397	407	399
	聴覚・平衡機能障害	325	329	326	325	325
	音声・言語・そしゃく機能障害	48	46	51	48	42
	肢体不自由	2,513	2,466	2,370	2,284	2,194
	内部障害	1,329	1,347	1,372	1,378	1,418

資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）



(3) 療育手帳所持者（知的障害）の状況

○療育手帳所持者の推移をみると、平成28年の1,134人から令和2年は1,284人に増加しています。

○年齢別では、令和2年は18歳未満が300人、18歳以上が984人といずれも増加しています。

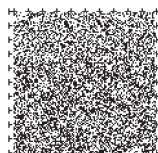
○障害の判定（等級）別でみると、令和2年はB判定（中度）が388人で最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
合計		1,134	1,173	1,192	1,240	1,284
年齢	18歳未満	285	290	296	300	300
	18歳以上	849	883	896	940	984
等級	㊤（最重度）	243	250	252	254	252
	A（重度）	301	297	299	301	304
	B（中度）	327	344	340	368	388
	C（軽度）	263	282	301	317	340

資料：県総合リハビリセンター（各年4月1日現在）



(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成28年の809人から令和2年は1,125人で316人増加しています。
- 障害の判定（等級）別でみると、令和2年は2級（中度）が667人で最も多くなっています。
- 自立支援医療（精神通院）対象者も増加しており、令和2年は2,007人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

（単位：人）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
合計		809	888	985	1,037	1,125
等級	1級（重度）	95	97	109	120	133
	2級（中度）	502	552	608	629	667
	3級（軽度）	212	239	268	288	325

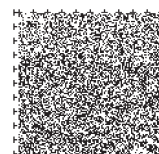
資料：県立精神保健福祉センター（各年4月1日現在）

■自立支援医療費（精神通院）対象者の推移

（単位：人）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
自立支援医療費 対象者	1,635	1,696	1,760	1,878	2,007

資料：県立精神保健福祉センター（各年4月1日現在）



(5) 難病患者の状況

○「難病」とは、原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障害をもたらす慢性疾患の総称です。障害者総合支援法が施行され、法の対象となる障害の範囲に「難病等」が追加されたことで、法令で定められた疾患については、障害福祉サービスの対象となっています。

○本市では、指定難病特定医療費を受給している人は、令和2年現在で836人です。

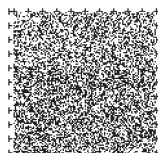
■指定難病特定医療費受給者の推移

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
合計	890	793	806	836
18歳未満	8	7	8	2
18歳以上	882	786	798	834

資料：熊谷保健所（各年4月1日現在）

注) 難病：①原因不明、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れが少なくない疾病。または、②経過が慢性的であるため、経済的な負担がかかるだけでなく、介護などに非常に人手がかかるため、家族の負担が重く、また精神的にも負担が重い疾病のこと。

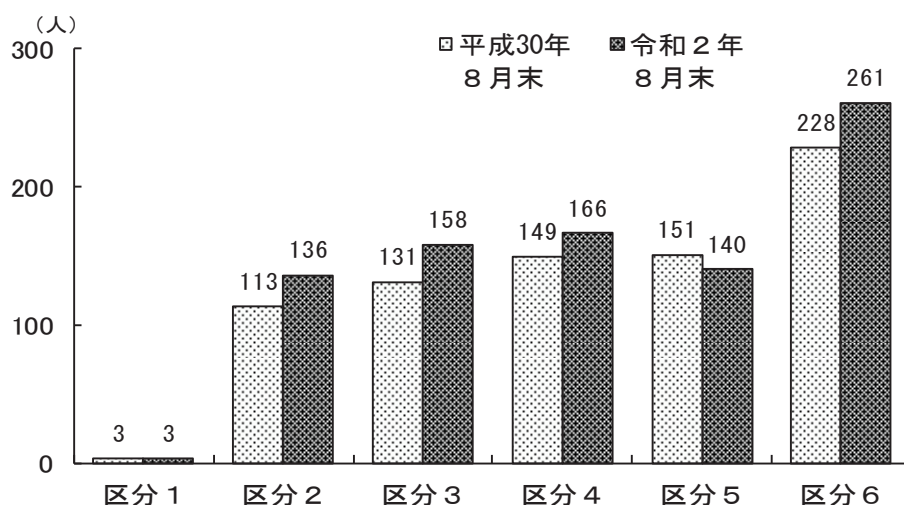


3 障害支援区分別の認定者数

○本市の障害支援区分別認定者数を区分別で見ると、令和2年は「区分6」が261人で最も多くなっています。

○障害種別では、令和2年は身体障害が204人、知的障害が508人、精神障害が150人、難病が2人となっています（重複障害を含む）。

■障害支援区分別認定者数



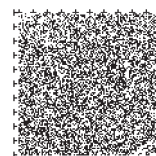
■障害支援区分別認定者数（障害別）

（単位：人）

		身体障害		知的障害		精神障害		難病	
		平成30年	令和2年	平成30年	令和2年	平成30年	令和2年	平成30年	令和2年
↑ 軽度	区分1	0	1	1	1	2	1	0	0
	区分2	16	16	44	50	53	70	0	0
	区分3	26	30	71	83	33	44	1	1
	区分4	28	34	108	106	13	26	0	0
↓ 重度	区分5	37	33	106	101	7	5	1	1
	区分6	85	90	141	167	2	4	0	0
合計		192	204	471	508	110	150	2	2

資料：障害福祉課（各年8月末現在）

注）複数の手帳所持者は重複して計上している



4 教育の状況

○市内には小学校が19校、中学校が10校あり、令和2年現在、特別支援学級は小学校に48学級（181人）、中学校に25学級（82人）です。特別支援学級に在籍する児童生徒数は増加しています。

○特別支援学校の在籍者は、令和2年現在、小学部44人、中学部39人の合計83人です。

■特別支援学級の在籍者数の推移 (単位：学級、人)

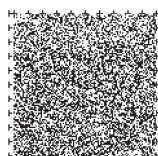
区分		年				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
小学校	学級数	45	45	46	45	48
	児童数	134	134	148	158	181
中学校	学級数	20	17	21	24	25
	生徒数	61	61	64	63	82

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数の推移 (単位：人)

区分		年				
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 (平成31年)	令和2年
小学部		58	46	39	40	44
中学部		59	44	41	35	39
合計		117	90	80	75	83

資料：学校教育課（各年5月1日現在）



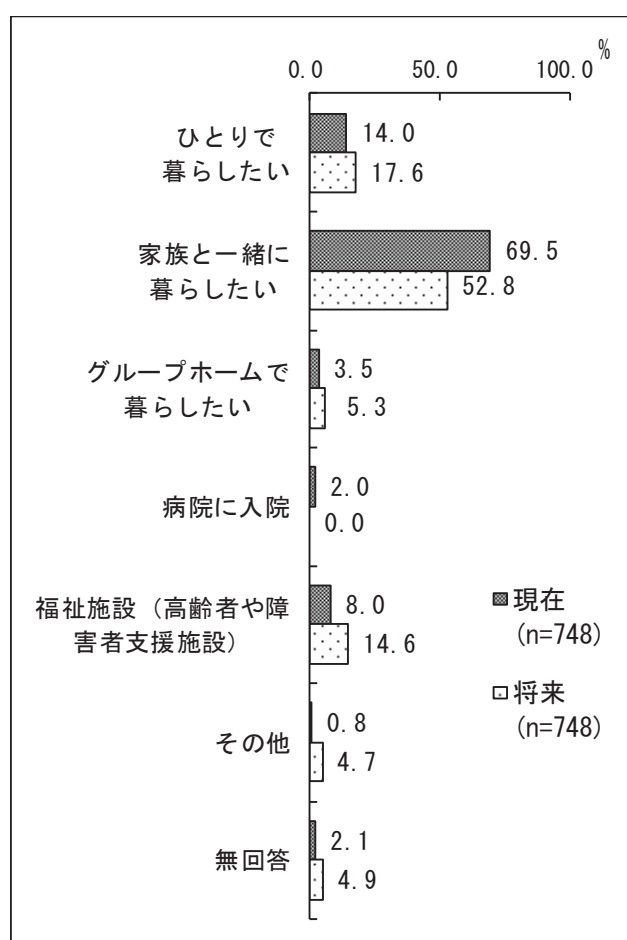
5 住まいの状況

○アンケート結果から障害のあるかたの現在の暮らしと将来の希望をみると「家族と一緒に暮らしたい」が現在の暮らしで69.5%、将来の希望も52.8%で最も高くなっています。

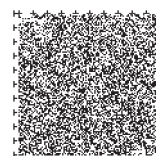
○また、「ひとりで暮らしたい」が現在の14.0%に対して、将来の暮らしの希望は17.6%になっています。

○さらに、「福祉施設（高齢者や障害者支援施設）」が現在の8.0%に対し、将来の暮らしの希望は14.6%になっています。

■住まいの状況（現在の暮らしと将来の希望）



資料：障害者プラン策定アンケート結果報告書（以下同様）

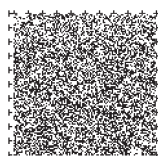
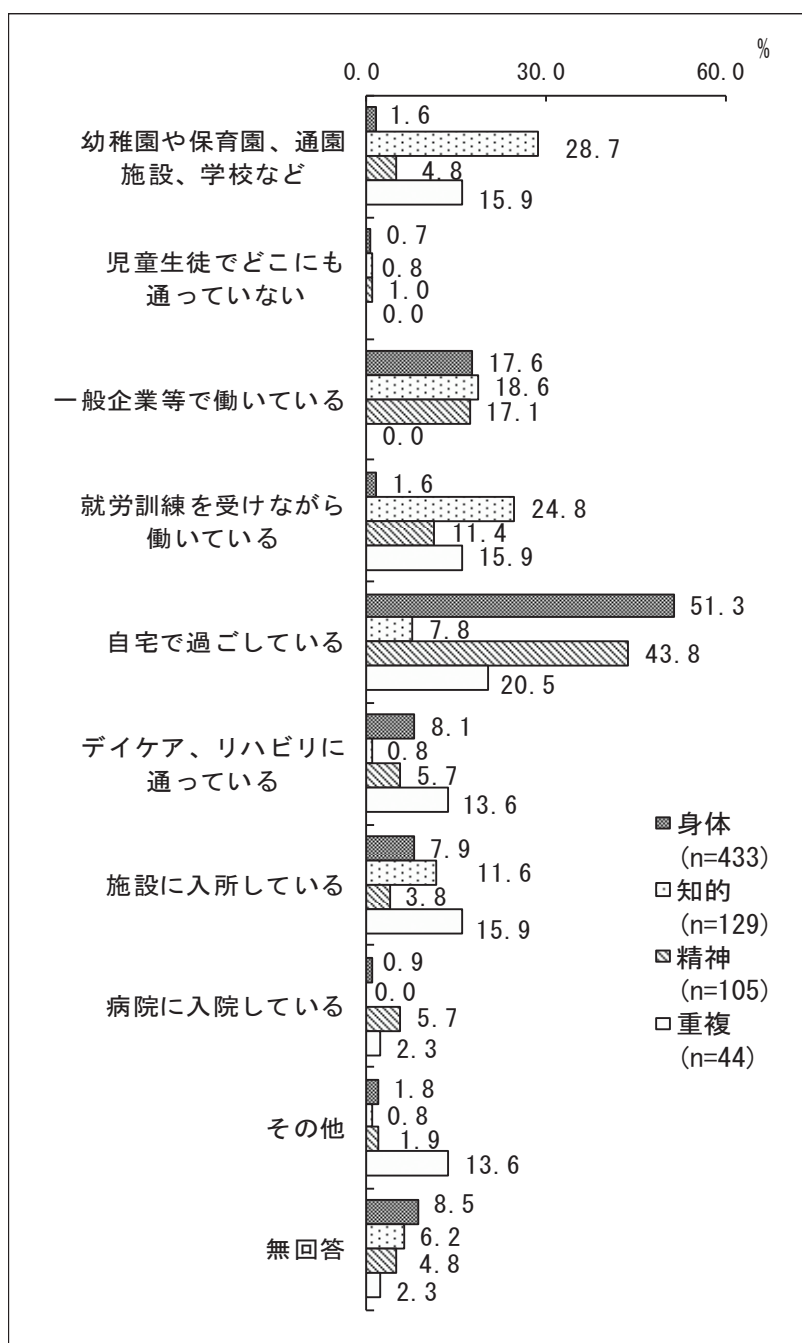


6 日中の過ごし方

○アンケート結果から障害のあるかたの平日の昼間の過ごし方をみると、“身体障害”や“精神障害”のかたは「自宅で過ごしている」が最も高い割合です。

○また、“知的障害”のかたは「幼稚園や保育園、通園施設、学校など」が28.7%、「就労訓練を受けながら働いている」24.8%で高くなっています。

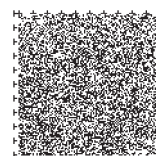
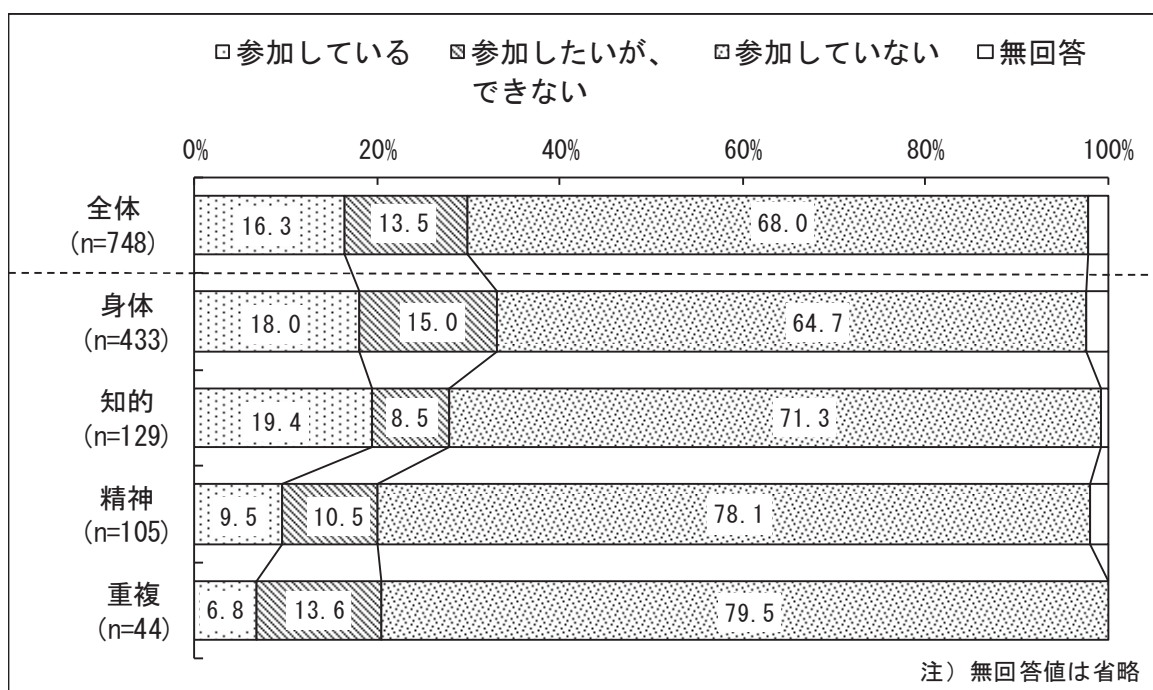
■平日の昼間の過ごし方



7 社会参加の状況

- アンケート結果から障害のある人の文化芸術活動やスポーツ活動の参加状況を見ると、「参加している」は全体の16.3%に止まっています。
- 「参加したいが、できない」というかたも13.5%おり、参加しやすい環境づくりに向けて「利用しやすい施設の改善」や「移動のためのサポートの確保」が求められています。
- 障害種別にみると“精神障害”や“重複障害”のかたは「参加している」割合が低い状況です。

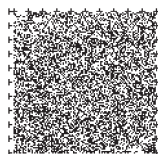
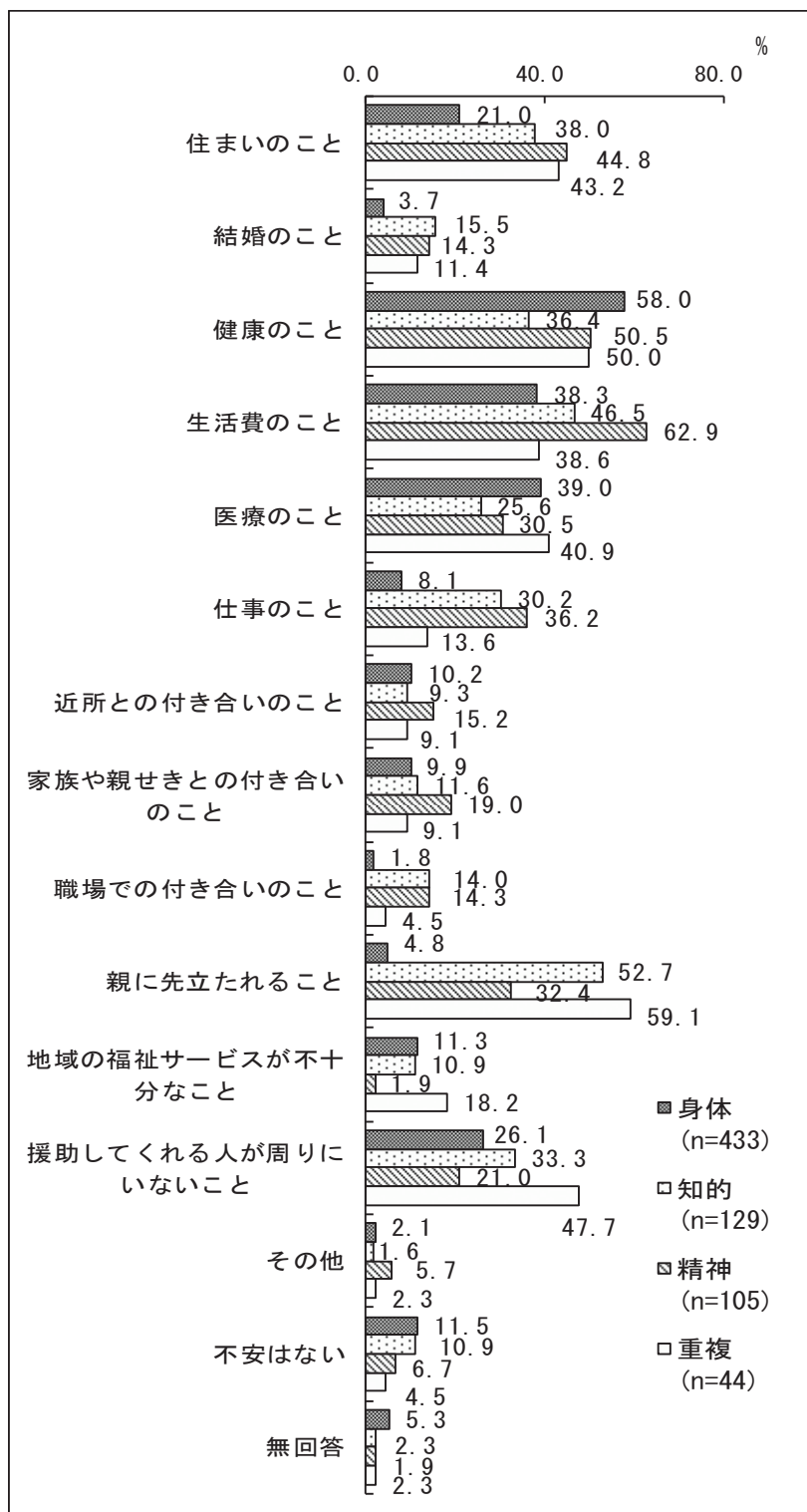
■ 文化芸術活動やスポーツ活動の参加



8 将来の生活の不安

○アンケート結果から将来の生活の不安をみると“身体障害”は「健康のこと」が最も高く、“知的障害”は「親に先立たれること」が52.7%で最も高くなっています。また“精神障害”は「生活費のこと」が62.9%で最も高い割合です。

■ 将来の生活の不安について

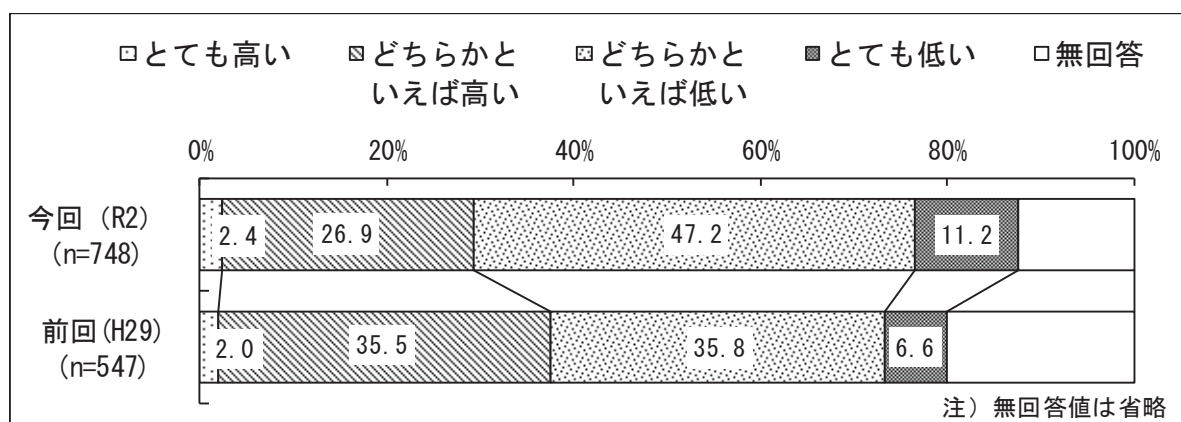


9 障害のある人への理解

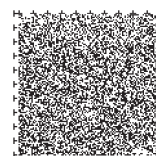
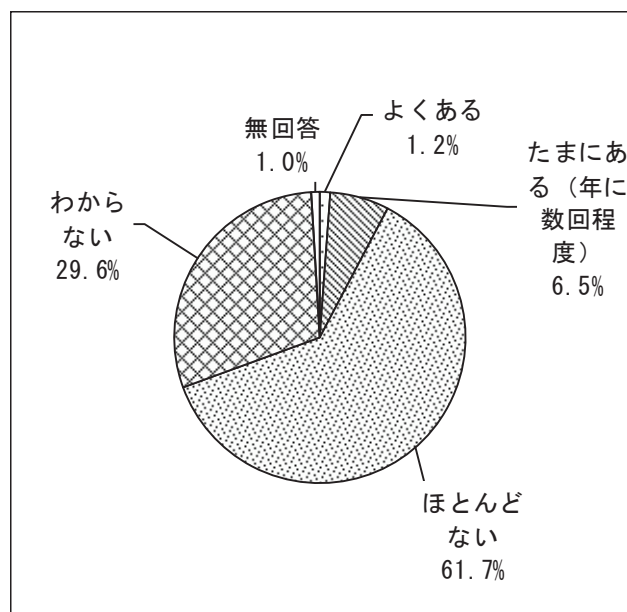
○障害のある人への理解について、「とても高い」と「どちらかといえば高い」を合わせた“高い”が29.3%でした。前回調査（H29）と比べると、「とても高い」と「どちらかといえば高い」を合わせた“高い”が10.6ポイント下降しています。

○また、市民アンケートにおいて、自分が住む地域（自治会等）で、障害のあるかたと一緒に活動する機会をたずねたところ、「ほとんどない」が61.7%で最も高い割合でした。

■ 障害のある人への理解



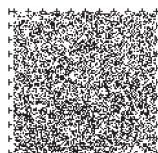
■ 障害のあるかたと一緒に活動する機会（市民アンケート）



資料5 障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、主に次のようなものがあります。これらのマークを見かけた場合には、障害のある方が活動しやすいようご理解とご協力をお願いします。

マーク	概要	連絡先
	障害者のための国際シンボルマーク (障害者に配慮された施設や交通機関の表示)	公益財団法人日本障害者 リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601
	身体障害者標識 (肢体不自由により運転免許に条件がある身体 障害者が運転する自動車の表示)	警察庁交通局 TEL：03-3581-0141(代)
	聴覚障害者標識 (聴覚障害により運転免許に条件がある身体障 害者が運転する自動車の表示)	警察庁交通局 TEL：03-3581-0141(代)
	耳マーク (難聴や失聴などの聴覚障害があることを表示。 手話、筆談対応可能な従業員がいることを示す)	一般社団法人全日本難聴 者・中途失聴者団体連合 会 TEL：03-3225-5600
	視覚障害者のための国際シンボルマーク (視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した 施設などの表示)	社会福祉法人日本盲人福 祉委員会 TEL：03-5291-7885
	オストメイトマーク (人工肛門・人工膀胱の方(オストメイト)のト イシなどの表示)	公益社団法人交通エコロ ジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673
	ハートプラスマーク (内臓などの身体内部に障害のあることを表示。 個人で身につけたり、自動車に貼付するのは内部 障害者・内臓疾患者に限られる。)	特定非営利活動法人ハー ト・プラスの会 TEL：080-4824-9928
	ほじょ犬マーク (身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の 啓発のための表示)	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 TEL：03-5253-1111(代)



深谷市障害者プラン

第5次深谷市障害者計画

第6期深谷市障害福祉計画 第2期深谷市障害児福祉計画

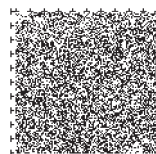
発行：令和3年3月

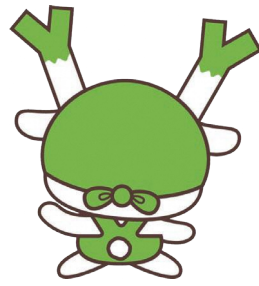
企画・編集：深谷市 福祉健康部 障害福祉課

〒366-8501 埼玉県深谷市仲町11番1号

電話：048-571-1011（直通）FAX：048-574-6667

URL：<http://www.city.fukaya.saitama.lp/>





深谷市